

1. 平成30年第4回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成30年9月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長

藤 代 求

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

岡 文 男

議会事務局
議会総務課 長
補 佐

竹 下 光

議会事務局
議会総務課
係 長

兼 山 美由紀

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、連日の出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録の署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、11番 古川文雄君、12番 清水正照君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、7番 森喜人君の質問を許可いたします。

それでは、7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 皆さん、おはようございます。それでは、議長から質問の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきたいと思います。

まず、最初に通告いたしております1番、3番、2番という順番で質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。3番の（1）財政地方交付税と書いてありますが、地方はなくて、特別交付税ということですし、2番の臨時財政政策債と書いてありますが、これ臨時財政対策債ということですので、直していただきたいと思います。

それでは、1つ目の質問から入らせていただきます。

ことは、本当に7月の台風もそうでありましたけれども、冬は雪が降りましたし、7月には台風20号でありました。そして、21号は本当に風の強い台風であったというふうなことでありまして、まさに北海道のほうでも多くの本当に被害に遭われた方々がおられます。さながら災害大国というふうなことでありまして、観光という面からみると本当に厳しい、そういった日本であったという

ふうに思います。

郡上市におきましても、まさにそうしたことが例外ではございませんで、私も実は7月の始めにスイスに行かせていただきました。帰ってきたときには、本当に大雨で、天国から現実に引き戻されたという感じがいたしましたけども、本当に大変な雨が降っておりました。

1 番目ですが、観光客にも観光スタッフにも、もちろん市民の方々にも、トータル的に見ることのできる情報、ホームページも含めてアプリの作成をとということでございます。まず、最初に、ことしの今までの観光客の入込状況、そして、減少しているその理由もわかれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、お答えいたします。

ことしの観光客数の状況ということでございますけども、ことし1月から8月の集計でございます。8月は一部速報を含んでおりますけども、市内トータルで約408万人であります。1月、8月です。これは、去年同期が429万人ですので、21万人、パーセントにして4.9%、21万人で、昨対が95.1%、こういったのが1月、8月の状況でございます。

月別に少し分析しますと、5月が昨年対比の80.7%、7月がやはり大分落ち込みまして、77.4と大変厳しい数字が出ました。5月の約2割の減につきましては、ゴールデンウィークの前半を中心にしまして、雨が大変多かったというふうに記憶をしておりますし、7月は、言うまでもなく7月初めの豪雨災害、それに続く酷暑ということで落ち込みました。特に、7月だけで昨年対比10万5,000人のマイナス、23%マイナスと、大変厳しく、単月としては過去にないくらいの落ち込みということでございました。

そして、8月でありますけども、速報値を出すまでは、実は7月と同じぐらい厳しい数字を予測しておりました。しかし、速報を見たところ、ほぼ固まったとこで見ますと、大体8月は例年約100万人ぐらいトータルで入りますけども、3万2,000人のマイナス、そして、パーセンテージで約3%というのが、昨対の8月の統計でございます。

ですから、少しほっとしたわけですが、やはり、8月の後半は暑さもやや一段落しまして、人手が回復したということ、そして、何といたってもあゆパークが8月だけで5万6,000人の入館がありまして、大変これが全体のマイナスを食いとめる上で大きい働きをしてくれました。あゆパークのちなみにトータルの入館者は、6月から8月で約10万8,000人ということでございますので、その約半分が8月に入ったと、そういったことでございます。

また、踊りにつきましても、郡上おどりが29万700人、前年の29万5,500人よりは4,800人の減少、そして、白鳥おどりは、まだ確定前ですが、ことしは、7万5,500人ということで、去年同期

の7万1,900人に比べて3,600人の増加と、そういう統計であります。これは、徹夜おどりの中日に、町内の企業さんが鮎の振る舞いをされて、大変そのときが非常にぎわいで、この日だけで昨年より4,000人多かった、そういう記録が残っておりますので、以上の御報告でございます。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森 喜人君) もっと減っているのかなと思ったんですが、何とかもちこたえているというような状況だと思います。

実は、私、7月の災害の後に、ある観光関係に携わっている方とお話をしたときに、ちょうど大雨のときです。道路が寸断されていたときですが、あのときに何と言われたかということ、とにかく観光協会のスタッフも大変ですと。電話がじゃんじゃんかかってきて、それでもう対応し切れませんと。それで、一つの電話を出て、道路どうなっていますかというふうに聞かれると、わからないので、いろんなところに電話して、そして、確認をしようとするんですが、そのうちに鳴っている電話が鳴らなくなってしまうというふうなことで、非常に観光客の皆様方、もしくは電話の対応がうまくいかなかったという話をお聞きしたわけです。

そのときに何を言われたかということ、やはり道路事情の、まとまった郡上市内の道路事情のまとまってわかるものが何らかの形で皆さんに提供できないかということと言われました。

良良ちゃんあります。良良ちゃんアプリありますが、私、あれも活用させていただいておりますけれども、それぞれ国道なら国道事務所の、もしくは県道だったら県道の、そうした情報が分かれていますので、なかなかトータル的にわからないというようなことであるというふうに思います。

お客様というのは、一度遠のきますと、なかなか回復するのに時間がかかるということがあるというふうに思います。そこで、市民はもとより、観光で郡上を訪れました方々にも、一目でわかりやすい情報が必要であり、高速道路、県道、市道全ての道路事情や長良川鉄道バス運行が一目でわかるホームページ、もしくはアプリのようなものが作成できないかということについて御質問します。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長(福手 均君) いわゆるアプリケーションの充実と、そういった御質問と御提案です。

現在の状況ですけれども、台風などによりまして、災害発生が予想される場合には、市民の皆様への情報提供の手段の一つとして、郡上市アプリに主に3つのサービスを提供しております。1つ目は、通行どめ等の規制ですとか、あるいは自主バス、長良川鉄道の運休情報をお伝えする道路交通情報であります。これにつきましては、通行どめ等の規制については、県の道の情報というホームページから情報を取り込む、そういった方法で情報を更新しております。2つ目は、避難指示等の

発令ですとか、あるいは避難所開設情報といった避難情報及び警報等の発令情報をお知らせする気象情報といった緊急情報と言われるのが、良良ちゃんアプリに入っております。また、3つ目は、お天気でありまして、7つの地域ごとに、当日の天気予報をお知らせするお天気情報でありまして、これは、県ですとか市が所有している道路カメラや河川カメラの画像も確認ができると、そういうふうにアプリのほうで仕組んでございます。

また、観光客の方々にも郡上市アプリを入れてもらうことで、同じ情報を入手してもらえますけれども、御指摘のとおり、通行どめ等の規制をお知らせする交通規制情報は、文字だけによる表示ですので、なかなかその郡上の地名になじみがない観光客の方には少しわかりにくいところもあるかというふうには思っております。

また、有事の際におきまして、何よりも優先されますのは、迅速で正確な情報ということでありま。議員御提案の道路を管理する機関ごとの情報を集約して、図面等により一元管理して情報提供することは、情報収集から入力タイムロスというのがやはり発生すると、そういった課題もござい。また、常に県とか国の最新情報を集めて、郡上市アプリに入力すると、いわゆるし直すというそういった作業が必要になりまして、災害という緊急時においてそういった労力確保といった、そういった大きな課題もあろうかというふうに思います。

このために、現在の交通規制情報に加えまして、ほかの機関が既に作成している災害時の高速道路、あるいは国道及び県道の情報サイトにリンクをすることで、広範囲にわたる主要道路の正確で迅速な情報提供について、現在検討している、そういったところでございます。よりまして、観光客に特化したアプリケーションを作成するというよりは、市民と観光客両方にとって見やすいアプリとなるように、現在の郡上市アプリの充実を検討して、その後、観光客の皆さんには、ホームページあるいはSNSを通じて郡上アプリをPRしたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7 番(森 喜人君) できれば、本当に道路を簡単な地図にして、それで、ここが通れませんというふうなことの情報をぜひ、人手が足りないということは当然わかるんですけども、しかし、観光客の皆様方、もちろん市民の方々も、ここが通れなかったら次の道を行こうとか、そういうことをやっぱり考えてもらわなきゃいけませんので、そういうサービスは、当然観光立市を目指すのであれば、そうしたことは絶対必要であると思いますので、人手不足を理由にしないでいただきたいということをお話しておきたいと思います。

それでは、2つ目ですが、早期の情報収集のためのSNSの活用をということでございます。

実は、ある講演会へ出たときに、前京都府知事の話をお聞きしました。その方は、災害の情報を

フェイスブックで集めるシステムを考えて、各振興事務所から上がってくる情報を併用しているわけですが。もうフェイスブックから上がってくる情報のほうがもちろん早いんですけども、一刻も早いその情報収集とともに、職員の人手不足を補い、災害の早期復旧に役立てているというふうに言っておられました。郡上市もぜひそういったものも導入したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） SNSの活用のことについて回答させていただきます。

一般的にSNSと言われる、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、こういったものの代表といたしまして、皆さんよく御存じのフェイスブックであるとかツイッターがあると思います。現在、郡上市や関係機関でSNSの活用例といたしましては、商工観光部の観光課、また、観光連盟、郡上おどり運営委員会、ふるさと郡上会がフェイスブックを活用してみえますし、また、観光課のほうでもツイッターも活用してみえるようでございます。

最近、議員がおっしゃるとおり、一般の市民の方がSNSを活用して、情報を数多く発信されておられまして、臨場感であるとか、即時性を有する貴重な情報源であるというふうに思っています。

通常でございますが、災害が発生した際の対応といたしましては、まず初めに、被災地であるとか、その周辺における情報収集が求められるわけでございますが、この収集した情報をもとに、被害状況を把握して、その被害状況に応じた避難指示などにつなげていくということになっています。

そうした中で、発信されるSNSの情報でございますが、デマであったり誤報が含まれるということであったり、膨大な情報が発信されるということで、災害時にSNSの情報を活用するためには、この膨大な情報の中から、有用と思われる情報を的確で効率的に抽出することが求められておりますので、行政として負担になる部分もあることは事実だと思っております。そうは言いつつもSNSにつきましては、行政側の情報の発信のツールとしても非常に役立つものと理解しておりますし、国においても、活用することを推奨しておりますので、情報発信と情報収集の両面で研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 確かに、災害の大変なときに情報がいっぱいあふれてくるということは、むしろ大変な状況を呈するんじゃないかということも思います。

ただ、これ3つ目の質問に移るんですが、時間に余裕が出てきたときに、そうしたまた情報を活用もできるんじゃないかということも思うわけです。

それで、3つ目の質問なんですが、災害ごとにインフラ整備室の設置をということをちょっと要望させていただきたいと思いますが、これは、先日建設業協会の皆さんと交流の場で、建設業協会

の方々が提案をされたことでもあります。災害の被害状況をつぶさに確認しているのは、現場の建設業や森林組合の皆様方、また、さらに消防であるとか自治会の方々であります。常時とは言いませんが、災害ごとにそうした情報を確認する場を持ち、次の災害の対策につなげることはできないでしょうか。現在の取り組み状況と今後の市の対応をお伺いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。災害が起きますと、現場では応急復旧、そうしたことを市の建設業協会の皆様に大変お世話になっているわけでございます。また、例えば、道路管理者としては、国道、それから、県の土木事務所、そして、市の建設部といったような形で、常に関係機関が密接に連携をしながら、事に当たっておるわけでございますし、また、災害が起きてからということではなくて、そうした関係者の集まりは毎年一定の時期に一旦事が起こったときには、こうしましょうというような形でいろいろと相談、連絡、協議をいたしております。

そういうことでありまして、今回もそうしたことに基づいて、機敏に動いていただいたというふうに思っておりますけれども、おっしゃるように、名前とはともかくも、そうした災害が起こった後においても、一定の反省点がないかとか、こうすればいいんじゃないかというような改善点がないかというようなことは、常に密接に連携を図りながら、将来への対応力を強めていきたいというふうに思います。

（7 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森喜人君。

○7 番（森 喜人君） ありがとうございます。キーワードはスピードだというふうに私は思っているんですが、お宅に災害が起こらなかったところでも、私は案内されているいろんなところを見せていただいたんですが、道路の土が半分崩れかかっているような、そういう箇所もたくさんあります。そういったところを、ぜひチェックもしていただいて、もちろん次の災害が大雨で来るのかわかりませんが、そうしたものをしっかりと把握をしておいていただくということをぜひ要望しておきたいと思います。ありがとうございました。

次に、3 番目の質問に移りたいと思います。財政収入のことについてであります。

これも、ある研修会に参加したときにお伺いしたんですが、財政の収入に関する質問というのはほとんど誰もしないということでありまして、あんまりしないということなんで、今回、私、財政収入の質問をあえて取り上げてみたわけです。

2 つ、特別交付税と、それから、もう一つは、臨時財政対策債ということについてお伺いをしたいというふうに思っております。

特別交付税は地方交付税総額のうち、普通交付税94%を除いた6%の額が配分されるものであり、その算定基準には、病院にかかる経費や海外研修にかかる経費などがあるとお聞きします。特別交

付税の算定項目及び基準交付額の推移について伺いをしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 特別交付税の内容、推移等について回答させていただきたいと思います。

今、議員がおっしゃられたとおり、特別交付税でございますけども、これは、普通交付税の客観的な基準による算定方法で、補足できなかった特別の財政需要に対して交付されるものでございます。普通交付税の機能を補完するものということでございます。

その算定内容でございますが、大きく2つに分かれておりまして、1つ目といたしましては、省令に定められた算定基準に基づき算入される、一般的にルール分と言われるもので、例えばでございますが、病院にかかる経費、こちらにつきましては、不採算地区の病院、結核病床等と、普通交付税の基準にないもの、そういったものに対する経費、また、小中学校の遠距離通学にかかる経費、それでありまして、重要文化財等の保護に要する経費、また、最近では、地域おこし協力隊員の設置に要する経費といったものもございますし、例年あります除排雪対策に要する経費ということで、おおむねこういった項目、200項目以上ございます。そういった中で、平成29年度におきましては、郡上市に該当します30項目につきまして、算入をされておるということでございます。

あと2つ目といたしましては、各地方公共団体において突発的に発生した特殊な財政需要について考慮されるものでありまして、例えば、昨年度の大雪によります除雪経費のように、主に災害関連にかかる経費に対して交付される部分があります。それらを全国的な災害等の状況を考慮しながら、総合的に調整をして、全体枠の中で各地方公共団体の配分額が決定されるというものが、特別交付税ということになっています。

交付額につきましては、ちょうどきょう資料を配らせていただいておりますけども、その地方交付税の推移という資料のちょうど真ん中に、特別交付税決定額ということがございますが、平成16年度よりおおよそでございますが、9億円から10億円程度で推移をしておるということでございます。ここ数年の中では、雪が多く降った年でございますが、平成26年度と、昨年の平成29年度は、こちらにつきましては、11億円を超えておりまして、昨年度の決定額といたしましては、11億2,871万8,000円ということでございます。この決定額といたしましては、県内21市の中で高山市、恵那市、中津川市に次いで4番目の状況となっておりますので、よろしくお願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 200項目の中の30項目が入っているということも初めて知りましたが、その中で算定において、今最後のお話がありましたが、災害等の特別な財政需要が考慮されているということでありました。

今回の豪雨、それから、台風において、郡上市でも多くの災害が発生をしました。と同時に、全

国的にも多くの災害が発生をいたしております。ということから、国への積極的な要望活動をしていただいて、少しでも多くの幸福が得られるように努力をしていただきたいということなのですが、そのことについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。これ陳情することによって、そういった額がふえるのかどうかということも含めてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、特別交付税は、今、乾総務部長がお答えしたとおり、交付税総額の6%という、総枠は決まっているということなんです。それで、それが普通交付税の算定ではなかなか、普通交付税の算定というのは、地方公共団体の標準的な行政というものに係る経費ということをやっておりますので、例えば、先ほど例に出た病院に係る経費というようなものは、公立病院を持っているところは要るけれども、持っていないところは全く要らない経費ですから、そういう意味でも、普通交付税の算定の中にはそういうものは入らないということでありまして、そういうものがルール化されているということでもあります。

ルール化されているものと、それから、先ほどもお話ありましたが、大雪が降って除雪費が異常にかかったとか、あるいは今回の災害等、風水害とか、あるいは全国的に言えば、地震の災害とか、いろんなことがあって、そういう不測の財政需要に応ずると——に少しでもということ国が交付してくれるわけですが、基本的には、そういう私たち地方の立場からすると、その年にかかった、そういう普通交付税では捉え切れていないと思う財政需要をできるだけ正確に、事細かに国のほうへ伝えるということだろうと思います。

現在、実務的には、そうした財政需要がこれだけかかっておりますと、普通交付税では捉え切れない財政需要これだけかかっていますということは、県の市町村課を通じて資料を提出しております。ただし、全国の市の分の特別交付税の交付額は直接総務省で決定すると、こういう形になっておりますので、確におっしゃるように、できるだけ県を通じて正確なそうしたデータを上げることと、それから、やはり直接、いわばフェイス・トゥ・フェイスでも、そうした要望を伝えるということは大事なことだと思います。

ただ、この特別交付税もそうですけれども、やはり、全国の地方自治体の共通の財源ですから、特別陳情したからうちだけよくしてくれとか、そういうことは、やはり公平な立場からいっても、あってもならないことだと思います。私は、やはり公平に皆さんのそれぞれのそうした困っている状況を、やはり全体が助け合うという精神の中で配分をしてもらえればいいのではないかというふうには思っております。

しかし、さっきも申し上げましたように、そうした直接伝えるということも必要だということで、例えば、ことしの除雪費が非常にかかりますということにつきましては、これは、年度でいうともう平成29年度に属することですが、2月7日に県内の8市町村と県とで合同で国交省と総務省へ訪

間をして、直接写真等も持って行って、ぜひひとつ財政的な手当てをしてくれということを要望しました。ちょうどそのときに、福井県の福井市の状況が、全国つぶさにテレビで報道されているときでして、岐阜県もですかと、むしろ福井の情報が非常に伝えられているということについて、総務省等の幹部も、いや岐阜県もこうなんですよといって、実情を伝えたことは非常に効果があったのかなというふうには思っております。

また、今回の7月豪雨につきましても、去る7月24日、これは郡上市単独で国交省と総務省へ交付税、あるいは災害復旧費の助成ということで要望してまいりました。そういうことで、今後とも必要に応じてそうした要望は、できるだけ書類でもって正確に、できるだけ余すところなく伝えていくということと同時に、やはり、機会を見ながら、そうしたことも要望してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森 喜人君) ありがとうございます。ことしのように災害が多いと、お願いしても来ないお金もあるのかなということも思うんですけども、そんなことかなと思います。

続いて、2つ目です。臨時財政対策債の現状と課題についてということでございますが、事務局のほうから資料を出していただきましたが、もう全国的にもそうなんです、平成13年からということで、合併前からこの臨時財政対策債というのが交付されているといいますとか、使われているわけでありまして。臨時財政対策債は、普通交付税の財源不足のうち、地方負担分を起債により補填するものであり、後年に、後ほど元利償還金額の100%が普通交付税に算入されるというものでありますが、これまでの発行額の推移と残額はどのようなものになっているのかということ、資料を配っておられますので、ちょっと説明だけいただきたいと思います。

また、本当にこの普通交付税に、今後100%算入をされ続けるのかどうかと、さらに、実質公債費比率には、どんな影響を与えるのかということもお伺いしたいと思います。

全国で臨時財政対策債の発行が続くと、国の財政状況の悪化が懸念をされます。国全体の発行額及び残高の説明も求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、臨時財政対策債についてお答えさせていただきます。

まず、臨時財政対策債について少し説明をさせていただきたいと思います。地方交付税の原資となる所得税とか法人税など、法定5税と言われているものでございますが、これの一定の率を乗じた分が交付税総額より不足する場合に、この不足額を国と地方で折半をして、地方部分について、各団体で地方債を発行して補填することとされた地方債で、そういったものが臨時財政対策債であるということでございます。

発行額の推移でございますが、きょうは資料を提出させていただいております。一番左側に平成13年度からそれぞれ昨年度までの発行額が借入額というふうになっておりますけれども、発行額があります。合併後では、平成22年度に15億円という金額がございますが、それ以外でございますと大体8億円から11億円程度で推移しておりますし、ここ2年間にあっては、8億円を下回っているような状況でございます。

こちらにつきましては、普通交付税の算定と同時に発行可能額として決定されるわけでございますけれども、当初予算が決定額を下回るような場合ですけれども、財政的に特に問題がなければ、実際の借入額が決定額より低い年もあるということでございます。

一応平成29年度末で臨時財政対策債の発行額の累計というものがこちらにございますが、179億3,142万9,000円ということになっておりますし、残高といたしましては、一番右側にございますが、111億404万1,145円ということで現在となっております。

普通交付税における基準財政需要額への算入につきましては、臨時財政対策債への発行可能額を基礎として、全国平均の利率によって理論償還で算入されております。実際の借入額は、今言ったようなこともございますが、算入の対象となる発行可能額よりも少し少ないということもございます。また、繰り上げ償還によって、ちょうどこの表の27年度、28年度ですけれども、6億円ぐらいを繰り上げ償還しておるわけでございますけれども、そういったことから利子の償還が抑制されていくということもございます。最終的には、実際より元利償還金を上回る額が基準財政需要額に算入されるのではないかというふうに思っております。

また、実質公債費比率への影響でございますけれども、元利償還金から理論上の元利償還額が基準財政需要額に算入される公債費として控除されることから、実質公債費比率に与える影響はないということでございます。

あとそれから全国的なことでございますが、もう一枚の資料を提出させていただいております。平成29年度末におきます国全体での臨時財政対策債の発行額の累計といたしましては75兆6,433億円、そのうちの残額でございますが、この表にありますように、53兆7,000億円ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、今後の臨時財政対策債の見込みになりますけれども、本来であれば、地方交付税の総額が不足する場合につきましては、地方交付税法では法定率の変更とか、そういったことで対応することになっておりますが、現状ではそういったことが行われる予定はありませんので、地方交付税の原資が不足する場合につきましては、この制度につきまして、継続するのかなということは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(7 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） る説明をいただきました。

この臨時財政対策債については、本当に心配なわけです。現在は、国の財政がよくなる限り、続けざるを得ないということだと思うんですけども、今後の国の対応が非常に心配だと私は思っています。できれば、満額借りずに、少しでも借り抑えをすとかかり控えをすとかいうことも必要だと思いますし、今出ておりますように、繰り上げ償還をしておられるということでもありますので、そうしたことも本当に必要なというふうに思いますが、市長としては、この臨時財政対策債についてどんなふうにお考えなのかということ、国の進言、それから、対応を求めるお考えについても伺いをしたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。ただいま総務部長が説明をしましたように、この臨時財政対策債というのは、本来ならば、地方団体にとっては、いわば私たち現ナマと言っておりますけども、要は、その交付税で満額措置をされるべきものであるというふうに思っております。

先ほどもちょっと説明をしました。地方交付税法の第6条の3というところに非常に重要な条文がございます。要するにここで何を言っているかというと、全国の地方公共団体について、例の普通交付税の基準財政需要額と基準財政収入額というのを算定します。それで、必要な交付基準額というのが総額で出てきます。この総額と、本来ならば、先ほども御説明しましたが、いろいろ制度的に変遷はありますが、現在の所得税、法人税の33.1%、酒税の50.0%、それから、現在は、消費税の22.3%、それから、いろいろ議論は多いんですが、たばこ税はなくなりまして、地方法人税の、地方から一旦巻き上げたものの全てと、全額をつぎ込んで、これを交付税の財源としているということになるわけです。

それで、例えば、平成30年度の予算でいいますと、その交付税の財源となっている対象の5税の総収入が50.1兆円ございます。その中の今申し上げた法定税率で計算しますと14.7兆円ということで、ほぼ30%は、国は国税で徴収するんですが、それを交付税で還元することになるわけです。

ところが、必要な交付税は、今年度も約16兆円、地方には配ってくれているわけですし、そういうことで、非常に幸福な状態は、国税の法定税率で計算した分と、先ほど申し上げました基準財政収入額と基準財政需要額の差額の総額が一致すれば、こういう心配はないわけなんですけども、そこが大幅に食い違っているし、そういうことで、先ほど申し上げた交付税法の6条の3というのは、この状態が引き続き続く場合には、その地方財政または地方行政制度に係る制度改正をするか、今の交付税率を改定するというふうに定められております。この情報を基礎にして、本来なら、その交付税率を引き上げるか、ないしはほかの措置をとるということで、そのほかの措置というのは、この臨時財政対策債がそうです。

それで、これは、平成12年度までは、国の交付税譲与税特別会計の国の大もとのほうで借金をしてくれていて、その借金でない形で全て地方に配ってくれていたんですけども、とてもそれでは耐え切れないということで、まずは、地方で一旦借金をしておいてくれと、そのかわり、交付税の計算の中で後年度必ず100%措置しますよという制度に変わって、先ほど説明したような形になっているということでございます。

私たちとしては、毎年市長会等を通じて、この臨時財政対策債の解消ないしは、縮減ということを常に要望で上げておりますが、しかし、非常に国と地方の財政というのは絡まっておりますので、もしこれをそういう形で解消するとなると、今度は逆に、国税のほうの税を引き上げるか、あるいは国債の借入れをふやすかという形で、いずれにしろ、どちらかにしても、国民、住民の負担はどっかで引き上げないと、そういう状態の解消できないという形の中で、こういうぎりぎりの、例えば総務省と財務省との話し合いの中で、一つの線が出てくるものというふうに思っております。

もう既に、平成31年度の地方財政の仮試算等も出ておりまして、残念ながら、来年の臨財債は、ことしの3兆9,865億円の3.7%増ぐらいで行かざるを得んということになっておりますので、ちょっとまた4兆円を超えるのではないかなと思っておりますが、いずれにしろこういう形でやっていきますと、普通交付税等の算定においても、これがこの臨財債とかこういうものの算定はきちっと100%を見えていますよということですけど、総額が抑えられる中で、他の交付税の単位費用とかいろいろなものに影響してくるということも私たちは心配しているので、できるだけ縮減はしてもらいたいというふうに思っています。しかし、これは最終的には、そうしますと、国民の国税等の負担、あるいは国債の増額という形にも響いてくるという中で、やはりいろいろと双方の調整をとって進まざるを得ないということではないかというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森 喜人君) ありがとうございます。

こういった繰り上げ償還であるとか、借り控えをするということも必要なかということも申したいと思いますけれども、市長も財政のプロでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。国と地方は一蓮托生でありまして、なかなか国が悪いとかと言えませんが、一緒にやっていくという形になるんだろうというふうに思ひます。

2番目の質問につきましては、12月議会のほうで質問させていただきますので、以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

◇ 原 喜与美 君

○議長（兼山悌孝君）　続きまして、3番　原喜与美君の許可いたします。

3番　原喜与美君。

○3番（原喜与美君）　おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

3点質問をさせていただきますが、よろしくお願いをいたします。

まず、最初に、市内の水稲作付状況と今後の対策についてお伺いをいたします。

平成30年度より、政府の主食用米の作付制限が若干緩和をされまして、生産農家や生産団体への自主的な取り組みへと移行をされてまいりました。

そこで、市内の近年の主食用水稲の作付状況についてお尋ねをしたいわけですが、私は、いわゆる生産調整に対する交付金、米の直接支払い交付金などでございますが、こういったものが廃止または削減されますと、作付制限が緩和されれば、水稲の作付がふえるかなということで、生産農家はそういうものがなくなれば作付ふやすんじゃないかなということで想像をいたしました。聞くとところによりますと、作付面積は、年々減少の一途ということで、実は驚きをしておるところでございます。

水田は、皆さん方もよく御存じのように、自然環境の観点から、御承知のように、大きな天然ダムの役割を担っております。それが、清流長良川を形成していると言っても過言でないと認識しております。その清流長良川の源であります本市にとりまして、水田の確保、また、維持、存続は極めて重要な事項でなかろうかと思うわけであります。

そして、何より、その作付される水稲の中で、特に市内のコシヒカリ、これは品種名でございますが――については、消費者の皆様方から大変喜ばれまして、一部では、高値取引をされておられます。水稲生産農家にとっては、市内でのコシヒカリを市を挙げてブランド化し、販売に力を入れてほしいと願っておるところであります。

市内の一部の地域や、また組織団体の方々にはブランド化し、有利販売してみえますが、もう少し広範囲にこういった取り組みがしていただけないかと願うわけでございます。

有利販売ができなくなりますと、作付は減少するばかりと想定をされます。先ほど申し上げましたように、市内の水田作付面積は10町歩から20町歩ぐらいの割でございますが、毎年減少の一途をたどっております。これ以上、水田を減らしては、きっと悔いを残すことになるではないかと懸念をいたすものであります。

過去において、単に米の消費減退と、また生産技術の向上から、米が生産過剰ぎみとなり、生産調整を行ってきました今日までの施策が、果たして本当に正しかったのか、疑問に感じるのは私だけではないと思うわけでございます。こうしたことから、農家の水田離れや耕作放棄につながった可能性も侮れないと思います。

私は、この良質米が生産される市内の立地条件を生かしたいと思うんです。消費者の方々が好まれるコシヒカリの生産はもちろんであります、販売対策についても、J Aと連携を密にして、有利販売に向けた努力を願うものであります。

参考まででございますが、市内の水田面積は約2,000ヘクタール、水稻作付面積は、約でございますが1,090ヘクタール、残りの約1,000ヘクタールになるわけですが、転作や耕作放棄地と想定がされます。

そこで、コシヒカリの作付面積を見ますと、1,090ヘクタールの中915ヘクタールが、86%ぐらいになりますがコシヒカリが作付をされております。生産量につきましては、概算でございますが、大体面積に掛けますと450トン、俵数にすると7万5,000俵ぐらいと推定をされるわけでございますが、J Aへの出荷はこのうち700トンで、俵数にしますと1万1,600俵ぐらいが農協に出荷をされておられるということで、差し引き残りの6万俵ほどは、生産農家の方が自主販売、または市内の人口にも計算をしますと、今1人当たり大体60キロまでは食べませんが、約1俵食べられるという計算にしますと、4万5,000俵ほどは市内で消化するということになりますので、販売可能としては、市内では1万5,000俵ほどということになろうかと思いますが、このコシヒカリを何とか少しでも高く販売、有利販売ができないかということをおもうわけでございます。

関係部署におきましては、29年度の中山間地域等直接支払い交付金事業において、市内の農地面積の約半分に当たる1,200ヘクタールを有する地域において、人・農地プランにおける集落営農組織の育成、また、拡充に努力をいただいておりますが、さらなる集落営農組織の拡充を図り、消費者の方々が喜ばれる郡上産のコシヒカリの販売に一層の努力を願うとともに、市内の良質水田の減少に歯どめをかけていただきたい、そう思うわけですが、その対策についていかにかお伺いをいたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、3番議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問の内容は大きく分けて2点というふうに承知しております。1つは、減少し続けている水稻作付面積に歯どめをかける対策、もう一つが、郡上産コシヒカリの有利販売に向けた取り組みということにつきまして、お答え申し上げたいと思っております。

初めに、郡上市の水稻作付の状況について御回答いたします。

平成30年度の水稻作付の共済の細目書によりますと、水田面積が1,999ヘクタールに対しまして、主食用の水稻の作付面積は1,089ヘクタールで、水田面積の54%となっております。これを、4年前の平成26年度と比較いたしますと、水田面積はマイナス15.6ヘクタール、率にして0.7%減少しております、また、主食用水稻の作付面積につきましては、マイナス92.9ヘクタール、率にして

7.8%減少しております。

主食用水稻の作付面積が減少している要因といたしましては、水田そのものが、宅地ですとか工業団地の用地、資材置き場などへ転用されたことによるもの、そして、農地を借り受けしております耕作者が、高齢化や体調不良等の理由により、所有者に農地を返還したが、所有者は、耕作意欲もなく、ほかに借り手がいないために作付をしなかったということ、また、耕作者自身が高齢化して、耕作規模を縮小すること、さらには、耕作者の後継者がそもそもいないことなどが減少要因の一つと考えております。

5年後、10年後の将来の農地管理をどのようにするかは、市内各地域で大きな問題となっておりまして、その課題解決の取り組みといたしまして、市では、今年度から、将来の農地をどう管理していくかを話し合っていただく農地利用最適化推進会議を、4月から旧7カ町村単位で開催しております。この会議では、7地域それぞれに重点地区を設定いたしまして、その重点地区会議へ農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、そして、JAの職員と市の職員が出向いて、地元の方と一緒に今後農地管理の方向性について話し合いを行っております。

内容といたしまして、今後耕作されなく農地を地域内の担い手や認定農業者、農業生産法人等へ集積したり、集落営農を組織して農地を管理したりすることができないかなどについて、具体的に検討しております。これからも、農地を集落全体で守る体制づくりを支援しまして、地域の皆さんと一緒に、水田の維持、保全に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、郡上産コシヒカリの有利販売に向けた取り組みについてお答えいたします。

議員がおっしゃられたように、今年度から国による米の生産数量目標の配分が廃止されて、全国で稲の作付が増加いたしまして、需給のバランスが大きく崩れて、米価の下落につながるのではないかなというふうなことが心配されております。

また、食用米の産地化競争も激化することが予想されておりまして、食味値の高い郡上の米のブランド化の推進ですとか、関係機関と連携した販路拡大の取り組みが重要であるというふうに考えております。

現在行われております市内のおいしい米づくりの取り組みといたしましては、JA、県、市、そして、生産農家、34人おられるわけですが、この方が中心となりまして、郡上産米ブランド化研究会を組織しまして、郡上のおいしい米づくりのための栽培管理講習会ですとか、食味値の向上と圃場の巡回などを行って、栽培技術の向上に努めております。

さらに、生産されました米を市内外にPRする活動といたしましては、郡上産米ブランド化推進会議が、これは、JA、県と市、そして、農業アドバイザーで組織する組織でございますが、そういった組織が、平成27年度から、郡上おいしい米コンテストを開催しております。ことしも、11月18日に、明宝地区で第4回目となるコンテストの決勝大会を開催する予定でございます。このほか

にも、市内では、農業法人、個人農家、生産組合などがそれぞれ独自の名称をつけまして、おいしい地場産米を販売しておりますが、市内全体がおいしい米の生産地であることをPRするために、先ほど言いました郡上産米ブランド化研究会と、郡上産米ブランド化推進会議が共同してワークショップを開所しまして、郡上産米のブランド化を推進しております。

市といたしましては、今後、郡上産米ブランド化研究会などの生産農家とJAとの取り組みの連携を図りまして、郡上産米として、郡上のおいしい米が販売できるような取り組みをもっと支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございます。

答弁にありましたように、集落営農組織の拡充といいますか、農業委員さんや、適正化推進委員の皆さん方をお願いして、推進会議を持たれるということでございますが、まずは、何より担い手がしっかりと請け負ってくれないと不可能ということでございますが、現在の水田面積、いわゆる区画の大きさでございますが、皆さん御承知のように、圃場整備が終わりまして、大きい区画で約30アール、3反と私どもは、どっちかというと昔の言葉を使わせてもらいますが、3反区画で大きい区画でございます。

担い手の皆さん方にお話申し上げますと、3反ではまだちょっと小さい、もう少し広い区画にならないかということで、これから担い手の皆さん方をお願いしていくとなると、傾斜地では難しいかと思いますが、平坦地ならば、何とか50アール、5反、できれば1町歩ぐらいの面積の区画ができれば、担い手の皆さんも引き受けてやっていただけるんじゃないかということを思いまして、そういった平坦部における区画の整備、圃場整備第2弾ということになるかもしれませんが、そうした点についても、今後お考えいただきたいというのと、また、コシヒカリをふるさと寄附の返礼品の中にも加えて、今いただいておりますのかな、加えていただけるとありがたいということを思っておりますので、そうした点も今後御検討いただければありがたいと思います。

以上、お願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

観光立市につきましては、各議員の皆さん方からいろいろな御質問が出ておりますが、私は全く単純な質問で申しわけありませんですが、観光立市郡上の目玉についてお伺いをいたしたいと思っております。

本市を訪れてくださる観光客の方々の目線に立って、観光立市郡上はどのように捉え、どのような魅力を感じて郡上へ来てくださるかということでもあります。

我々受け入れ側にとしてみると、漠然と観光立市を訴え、単に郡上へ来てくださいと呼びかけても、何がメインで、何を売りにしているのかわかりづらいと思うわけでございます。

そこで、郡上市内には、たくさんの文化、また史跡等もございますが、欲張ってあれこれ目玉をつくっても、お客様は迷われるばかりということを思うわけでございます。また、観光客の方にスポットを当てますと、年間を通じて来客をしてくださる観光客を目的にするのか、または、季節を区切って来てくださる観光客の方に的を絞るのかということで、こちら受け入れ側についてもどのような方策をとるかということになりますが、私は、何よりも的を一つに絞らにゃいけないということで、その目玉は絶対にぶれてはほしくない。いつのときでも、郡上はこれだという目玉をしっかり持ってほしい。それに枝葉をつけて市外へ発信する、そうしたことが大切ではないかということをするわけでございます。

こうした点については、当局や関係事務局で既に日夜検討を重ねていただいておりますので、私が今さらこうした質問をするところではございませんが、私の質問といたしましては、本市が、日本三大盆踊りの一つに数えられている。三大踊りの一つですから、日本中で3つのうちの一つなんです。そういう郡上おどりを最大のメイン、一番大きな目玉にするべきだと思います。

郡上市内には、今申し上げましたように、あれこれ文化、史跡等々幾つもございます。しかし、日本に3つにしかない一つが郡上にあるんだということで、この郡上おどりを最大の目玉にして、日本一の踊りのまちとして、これを絶対ぶれないで、市外へ発信をしていってほしい。あれこれ発信するとお客様は迷われるんじゃないかなということを私は思いまして、そのことが一番申し上げたいわけでございます。

そこで、まずは年間を通じて踊りが見られ、参加して実演ができるある程度の規模の施設があるなどいいなと思うわけでございます。見て楽しむ踊りは全国に数多くありますが、参加して楽しむ踊りは余りないように思います。そこで、郡上おどりは、見るだけではなく、参加して楽しむことのできる踊りであるよということをアピールしまして、現在は、民間の方でやっていただいておりますということです。浴衣や帯、下駄、手ぬぐいなどの貸出も充実をさせまして、一緒に踊って楽しんでいただく、このような方策がしっかりととれないものか。

現在、お聞きしますと、博覧館などにて踊りの実演はしておられますが、もう少し大きな規模のものにはできないかなということをするわけでございます。日本一の踊りのまちを売りにするためにも、市民を挙げて踊りに取り組むことが大切かと思うわけであります。

これも、ちなみにということでございますが、富山県の八尾町の越中おわらは皆さん方もよく御存じかと思います。私も踊りが好きで何度か越中おわらを見させてもらったことがあるんですが、9月の1日から3日にわたって、町の中を地元の方々が踊り衣装に身を包みまして、哀愁を帯びた胡弓の音色に合わせて、夕闇の街並みを優雅に踊られるのは本当に目を奪われますし、見入ってし

まうものであります。

地元の方々にお聞きしますと、八尾町では、小学校のころから授業の一つとして、この踊りを取り入れ、子どものときからしっかりと踊りを教えておられるということでありました。中学校、高校生になると衣装をつけて本番に出演もしてみえるということでありました。踊りのまちともなれば、そうした取り組みも必要かと思えます。

そこで、観光立市の目玉は日本一の踊りの町としてしっかりと位置づけ、先ほどからくどく申し上げておりますが、観光客の皆様に対する実演会場の充実、または本市における小中学校での取り組み状況についても、わかりましたら教えていただきたいとの、今後の方策などについてもお尋ねをいたしたいと思えます。

この踊りのまちの質問につきましては、6月の議会で10番議員からも同じような質問がございましたので、重複いたしますがよろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、お答えいたします。

観光立市を推進するためには、いろいろな資源を総花的にPRするのではなく、売り出すメインを決めて集中的に情報発信をすべしと、そして、その目玉は郡上の踊りではないか、そういった御提案というふうにご理解をいたしました。

日ごろ、我々、観光業務を行っております、郡上の観光資源は、本当に多種多様で数も多いということを実感しております。その中にありまして、郡上おどりは、疑いなく目玉の資源の一つであります。おっしゃいましたように、日本三大盆踊りといった場合に、1に阿波踊り、2に郡上おどり、ここまでは大体定番で確定をしております。ですので、郡上おどりは、既に確かな位置づけを確保しているというふうに、これも日ごろ平素感じているところでございます。

また、最近では、観光客の入込、あるいは交流人口に加えて、関係人口という、そういう考え方が広がっております、これを何かを契機にして、まちと関係を結ぶ人がふえ、さらに来訪者がふえる、あるいは知り合いがふえる、そういうことであると理解しておりますけれども、郡上の踊りを契機にして、郡上と縁ができる人が本当に多いということも日々の業務で実感しております。

そこで、既に郡上市は日本一の踊りのまちを標榜しまして、いろいろな施策を行ってきております。少し御報告しますと、議員から御提案のありました小中学生のころからのいわゆる踊り教育というべきものにつきましては、ことしは、踊りの親子の参加を促すために、郡上おどり、そして、白鳥おどり、この両方を対象にしまして、踊りカードを配布しまして、今、最終集計前ではありますけれども、既に5回以上親子で参加した家族は、両地域合わせて100組を超えると、そういった数字が残っております。

また、シーズン前には、踊りのマイ下駄づくり、子どもたちに下駄をつくってもらう、そういつ

たこともことしから始めましたが、市内全域では11校の小中学校、そして、人数にして約300人が体験をいたしました。そして、さらに8月1日には、小中学生の踊り発表会を特別に設けておりますけれども、ここにも、ことしはたくさん参加がありまして、36チーム、218人の参加があったということで、子どもたち、あるいは親子に対しての踊りの盛り上げというのをやっているところであります。

また、ことしで3回目を行いましたけれども、踊りの支援者交流会、これにつきましても、郡上おどり、白鳥おどりの、あるいは拝殿踊り、この支援者の合計約90人で開催しまして、ことしは、会場も白鳥院のほうに移しまして、ふれあい創造館で交流会を行った後に、白鳥おどりに参加した、そんなことも取り組んでおります。

また、情報発信というところで考えますと、郡上おどり、あるいは白鳥おどりもそうですけれども、ホームページのほかに、SNS、フェイスブックを最近富に活用しております。特に、雨の日の踊りがきょうあるのかないのか、それに対する問い合わせが大変多いものですから、開催の有無についての最新情報を、郡上おどり運営委員会のフェイスブックに集約して情報発信をしております、フォロワーといいまして、いわゆる何人の人が見るかということですが、これが、約シーズン当初は4,000人でございましたが、1シーズン超えて、シーズン終わりには約4,700人と、ことしのシーズンの中で700人のフォロワーがふえたと、そんな実績もあるわけでございます。

そして、最後になりますけれども、郡上八幡博覧館で行っている踊りの実演の件ですけれども、博覧館の入館者は、昨年度、29年度で約12万人でありました。ですので、ここで毎日踊りの実演を行っていることは、大きなPR効果が上がっているというふうに思っております。

また、旧庁舎記念館でも踊り講習を行っております、29年度は90回、約4,500人の受講者がございました。これを、さらに大々的なものにできないかという御提案でありますけれども、以前から踊り会館の構想はあります。しかしながら、用地ですとか、あるいは経費などの施設建設の課題、あるいは博覧館との実演との調整などという課題があるというふうに承知しておりますが、この件については、引き続き検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) 丁寧な御答弁ありがとうございました。

今お聞きしますと、真剣に将来のことも考えてみえるということで期待を申し上げるわけですが、できれば、今出ました踊り会館等についても、何とか実現の運びにできればうれしく思いますので、お骨折りのほどをひとつよろしく願いをしたいと思います。

いずれにしても、市内には幾つかの踊りがございますので、郡上おどりだけかということと思われるかもしれませんが、まずは、郡上おどりに来ていただいて、そして、郡上には、白鳥おど

りというのあれば、拝殿踊りもあるとか、また、地域には、掛踊とか、いろいろな踊りがあるよということを知っていただければ結構かと思いますので、あれこれ一遍に外部へ出すというのはどうかということで質問を申し上げたというところでございます。

以上でこの質問につきましては終わらせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問でございますが、国の特別天然記念物石徹白の杉でございますが、これについてお尋ねをしたいと思います。

本市には、国指定特別天然記念物の石徹白の杉があります。皆さん方は、石徹白の大杉と言われておりますが、正式には、石徹白の杉というのが正式な言い方でございます。単に天然記念物として指定されております記念物は、全国に数え切れないほどあります。しかし、特別とつく天然記念物は限られております。特に杉だけに絞りますと、全国では、この杉の特別天然記念物は5カ所しかございません。

1つ目は、皆さんも御存じかと思うんですが、羽黒山、山形県ですが——の杉の森、ここは樹齢350年から500年ということで、鬱蒼とした杉の森がでございます。

2つ目には、日光の杉並木であります。これは栃木県で、樹齢は300年から500年ぐらいということで、この杉並木も皆さん御存じかと思います。ここは、車の排気ガスでかなり苦慮されておるようでございます。

3つ目には、これは、今合併されておまして、正式な町の名前の読み方がわかりませんので、まことに申しわけないですが、旧で申しますと、大杉町、これは高知県なんです、高知県に大杉町というのがありましたが、今合併されて、大きい豊と書いて「おおとよちょう」と読むのと思うんですが、ここに夫婦杉がでございます。この夫婦杉は樹齢2000年で石徹白を凌ぎます。これはすばらしい杉だと思うんですが、私、まだ見たことがございせんが、この高知県に3つ目のその杉の特別天然記念物がございます。

4つ目は、御存じの屋久島の杉でございます。これは、鹿児島県の屋久島なんです、原生林で樹齢1000年以上のものを屋久島の杉というふうに呼んでおるようでございます。

最後、5つ目が石徹白の杉でございます。石徹白の杉は樹齢1800年以上ということに推定されておられます。

そこで、皆さん方にお話申し上げたいのは、この5つございますが、石徹白を除く4カ所は、全て森か林か並木なんです。単独の1本で特別天然記念物に指定されておるのは石徹白の杉だけでございます。樹齢は、今申し上げました1800年以上、樹高は25メートル、地元の方に聞きますと、もっと高かったが、落雷で中で途中で折れて、今は樹高25メートルということでございます。周囲幹周りが14メートルということで、12人抱えの杉ということでございます。

この全国には、1本で天然記念物となっておる石徹白の杉のPRを大に行う必要があるんでは

ないかということをおもうわけでございます。現地へ出向いていただくためには、実は大杉林道、これが余り整備されておりませんので、ちょっと大変な道ですが、しかし、マイクロバスで行くことは可能でございます。現地まで行くことのできない方々のために、私は道の駅白山文化の里長滝のこの一角に何とか杉のレプリカがつくれないものかと思うわけであります。実物の立ち姿のレプリカとなれば、それはすばらしいものがそこに立つわけでございますが、これはちょっと無理かとは思いますが、せめて株の部分だけでも、あの一角につくれないものかと思うわけでございます。あの株の大きさをみただけでも、見られた方は、恐らくそんな大きなものがあるのかよということで、現地へ足を伸ばされるということがあろうかと思うわけでございます。

石徹白の杉も樹齢1800年、この先どれぐらい生きてくれるかちょっと想像はつきませんが、恐らくやこれから500年、1000年というのはかなり厳しくなってくるのではないかと思うわけであります。もちろんそのころには、私たちはいないわけですが、この今ある石徹白の杉をレプリカで残せば、この先ずっと残ることになりますので、何とかそれが実現できないかと。財政状況が厳しい中でございますので、こうした設置はなかなか難しいかと思いますが、今何度も申し上げましたように、全国に数少ない石徹白の杉を全国へ発信するための手だてとして、御検討いただければということでお伺いをいたしますが、よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、お答えをいたします。

石徹白の杉は、昭和32年に国の特別天然記念物に指定をされました。幹の周囲は、今御発言ありましたように、大人が12人でようやく抱えられる太さということで、12人抱えの大杉とも呼ばれております。この杉は、白山登山道の入り口の今清水社跡に立っておりまして、泰澄大師が白山を開山したときに、持っていた杖に根が生えてこの杉になったというような言い伝えもございます。

このように、樹齢の1800年という古木だけではなくて、白山信仰とも深く関係をするということから、郷土の歴史文化の面において大変重要な大切な巨木であるということを認識しております。

過去における石徹白大杉の保護につきましては、この文化財を所管する市の教育委員会におきまして、樹勢の回復を行ってまいりました。平成22年から23年にかけて、専門家や地元の関係者を含めまして、保護検討委員会を組織いたしまして、杉本体やその立地環境の調査を行い、杉の幹の保護ですとか、あるいは肥料を施すなどの治療対策を実施をしましてまいりました。現在は、石徹白の杉を掲載したルートマップのリーフレットですとか、あるいはポスターを主要な観光施設に張り出しまして、誘客を図っておるところでございます。

今回の御質問では、石徹白の杉のレプリカを道の駅に設置してPRを行ったらどうかという御提案ございましたが、今後の誘客を図る有効な方法かとは思いますが、しかしながら、費用の課題とか、いろんな面がございますので、既存の展示品とか施設を活用しまして、できることからまず着手

をしていきたいなというふうに考えております。

まず、誘客を図るためにですが、道の駅白山文化の里長滝に、石徹白の杉を紹介する写真パネルなど展示を行い、さらにそこで興味を持たれた方には、隣にあります白山博物館へ足を運んでもらうようにしたいと、そして、白山文化博物館では、石徹白杉の大きさが実感できるような展示物を設置できないか検討したいと思っております。

例えば、石徹白西の展示施設でございますが、石徹白ふるさと館という施設がございますが、この展示物の中に石徹白杉の根回りの原寸大の模型台と、1万分の1の白山山麓の立体模型がございます。こういうふうなものを活用しまして、白山文化博物館の一角に石徹白の杉の展示コーナーを新たにつくれないかということを検討したいと思います。それによって、御提案のように、石徹白杉の大きさを実感していただくということと、興味を持たれた方が実際に現地に足を運んでもらえるように誘導したいというふうに思っております。

石徹白には、石徹白の杉だけではなくて、すばらしい景観や史跡、名所、天然記念物等がたくさんございますので、教育委員会としましては、関係部局とも連携をしながら、保存と誘客の仕組みづくりを今後とも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。

今お聞きしますと、石徹白のカルヴィラのふるさと館にその模型があるということでございますので、私もふるさと館入ったことは入ったんですが、ちょっと気がつきませんでした、今のお話のものを白山文化博物館へ持ってきていただければ、大変いいことじゃないかなということで今お聞きしました。ぜひそれを実現していただければありがたいと思いますが、いずれにしても、日本には5つしかない特別の天然記念物がございますので、皆さん方もお出かけされておろうかと思いますが、一度は見て話の種にいただければありがたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

私の不勉強から、先輩議員のようなレベルの高い質問はなかなかできませんが、各部長さん方には、懇切丁寧に御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。時間を少し余しましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時といたします。

(午前10時48分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

（午前 11 時 01 分）

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（兼山悌孝君） 14番 武藤忠樹君の質問を許可します。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問してまいります。

世界の認知症高齢者は2015年時点で4,700万人、日本でも高齢化に伴い認知症患者数は増加していて、これからも急増が予測されております。現在の郡上市の現状と今後の対策についてお伺いしたいと思いますが、まず予防についてですが、社会活動や社会的なつながり、結婚している、誰かと会っている、電話や手紙のやりとりがある、グループに所属している、社会活動をしている、そういうことの数が多いほど、認知機能低下者の割合が減少するという報告がなされております。最も簡単な認知症対策は、地域の中で交流をふやすことだと言われております。

現在、東京を中心に、シニアの絵本読み聞かせボランティア、リプリントが行われており、認知症予防に効果を上げております。郡上市でも公民館活動などで、こうした絵本の読み聞かせなどの活動はできないものか、健康福祉部、教育委員会、シニアクラブ、公民館等々が協力する必要があると思いますが、こういったことにつきまして、予防について現状と今後の対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけど、まず最初に郡上市内の認知症高齢者の状況について御説明したいと思いますが、現在、市内で介護保険の要介護認定を受けてみえる方は約2,500人みえまして、そのうちで何らかの認知症状の見える方は約2,100人となっております。また、認知症の予備軍であります軽度認知障がいの方は、国が示します有病率13%から推計しますと、約1,900人と考えられます。

認知症を予防するには、生活習慣病を予防するということに加えて、絶えず脳全体を刺激して、生き生きとした生活をするということが大切と言われております。脳に刺激を与えるには、遊びでありますとか運動などを通じて絶えず新しいことに挑戦して人生を楽しむという姿勢が大切であるとも言われております。

こうした認知症予防の効果を生み出すには、議員がおっしゃられましたように、社会とのつながりというのは大変重要なことでありまして、社会とのつながりが多い高齢者ほど認知症のリスクが

低下するということは、多くの研究成果であらわれております。

高齢者の社会参加や地域での交流活動につきましても、現在さまざまなものがありますので、今回は議員御提案の読み聞かせ活動について回答させていただきたいと思います。

読み聞かせを通じて、仲間とともに社会参加をすることや、子どもと触れ合うことは、先ほど申し上げました脳の刺激になりまして、認知症予防に大きな効果があると考えられております。

市内の読み聞かせ活動の状況についてですが、現在、図書館であるとか小学校で読み聞かせを行う図書館ボランティアというのがあります。7地区で現在43名の方が活動されております。43名のうち7名の方は60歳代とお聞きしております。そのような方は、白鳥にあります本館でありますとか、大和の分館で、毎週土曜日に読み聞かせを行ってみえます。

また、ほかの地域でも図書館で月に一、二回程度、読み聞かせが行われております。ほかにも、図書館ボランティアに登録はしてみえませんが、読み聞かせを行うグループもあるとは伺っております。

認知症予防として全体的な効果を高めていくには、こうした読み聞かせ活動の場を広げて、参加の間口を開いていくということが重要となりますが、複数の子どもたちに読み聞かせを行うには一定のやっぱり技術というのが必要となりますので、こうしたことから、現在、市では、市職員による出前講座におきまして読み聞かせ講座を設けています。

ただ、現状といたしまして、グループからの依頼に基づいて講師派遣をする形となっておりますが、現状では申し込みがない状況ということをお聞きしております。

したがって、今後ですが、市民参加型の認知症予防活動といたしまして、個人でも気軽に読み聞かせの場づくり、個人でも気軽に参加できる読み聞かせ講座の開設でありますとか、公民館活動とのタイアップによる新たな読み聞かせの場づくりなどにつきまして、関係者と協議の場を設け実施に向けた検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 答弁ありがとうございます。こうした認知機能の維持のためには新しい学習、五感を刺激して認知予備力を高めるといったことも必要かと思いますが、この認知機能の維持には例えば、今までの研究ですと、カメラ、パソコン、キルトとありますが、裁縫技術の学習等々がこの五感を刺激して認知的予備力を高めるということで実証実験もいろいろとなさっておるようですけれども、郡上市でもシニアクラブとして昔遊びの教室とか、いろんな餅つき大会、郷土料理教室、いろんなシニア活動をなされておるわけですが、こういった活動が認知機能の維持に役立つといいなと思っております。

次に、正しい知識と認知症に優しい地域づくりといったことで質問しますが、正しい知識、認知症というのは最近、私も、母のこともありましたので、いろいろと勉強させていただきましたが、神経の病気だと言われております。市民が認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人に優しい地域づくりが求められていると思っています。

現在、大府市が先進地域として最近のテレビのニュースの中でやっておりましたけれども、この大府市では、見守りのネットワークや個人の賠償責任保険事業など、先進的な取り組みが行われております。郡上市でも長良川鉄道で認知症の方との事故があったと、過去にそういった事例もあります。

こうした大府市の取り組みをどういうふうに捉え、今後の郡上市に取り入れていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） まずは、認知症の正しい知識と認知症の方に優しい地域づくりということで、まず郡上市で進めております認知症対策の現状と見通しについて御説明させていただきますと思います。

対策については5点ほど、これから御説明をしたいと思います。まず1つ目の、認知症への理解を深めるための普及啓発ということでは、認知症の方の理解者をふやすということで、認知症サポーター養成講座を地域でありますとか学校などに出向きまして開催しております。

また、今年度からは、高齢者等見守り連携協定の締結事業所で認知症サポーター養成講座を開催するように準備を進めております。現在、その認知症のサポーターの方は、6月末現在で3,608人となっております。

対策、2つ目ですが、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の強化につきましては、認知症の相談窓口であります地域包括支援センターの周知に努めていますほか、認知症の地域支援推進員を増員いたしまして相談体制の充実に努めております。

また、認知症の症状がありながら、医療とか介護のサービスにつなげてみえない困難事例に対しましては、医療、介護の専門職で構成します認知症初期集中支援チームで集中的に支援する体制を整えております。

対策の3点目で、家族等への支援ということですが、認知症の方とか、その家族の方が地域の人や専門家と交流できる認知症カフェを開催しております。今後は市民や企業等が主体的に開催する認知症カフェの拡大に向けたサポートに力を入れていきたいと考えております。

また、認知症の当事者の方の声を聞く機会や、認知症の介護方法を学ぶ場の提供、60代の認知症の方の活躍の場づくりを進めていかなければいけないと考えております。

対策の4点目で、認知症予防の推進ということにつきましては、週1回開催しております住民主

体の健康づくりの場づくりを進めています。

また、介護予防サポーターの養成というものを行っておりまして、サポーターとなられた方がボランティアで週1回ほど、住民主体の健康づくりの場を運営しております。

対策の5点目といたしましては、安全確保と被害防止ということで、3月に、中濃圏域の郡上市を含めました13市町村と13の社会福祉協議会、4つの警察署とが中濃地域行方不明高齢者等SOSネットワーク事業の実施に関する協定を締結したところですが、市独自の取り組みといたしましても、平成27年度から市内の事業者と高齢者等の見守り連携協定の締結を順次進めておりまして、現在、291事業者の協力が得られております。

あと、交通安全でありますとか消費者被害防止、虐待防止などは警察等関係機関と連携をしながら取り組みを進めています。

また、今般の議会に上程させていただきました補正予算において、GPS機器導入のための費用助成を行う郡上市ひとり歩き高齢者等家族支援事業をお認めいただきましたので、見守り対策の新たなメニューとして進めていきたいと考えております。

2点目の、次、大府市の取り組みに対する考えですが、大府市で行っております認知症の方を対象とした個人賠償責任保険の公費負担の事業につきましては、平成28年度の認知症高齢者鉄道事故裁判の判決がきっかけとなったものですが、現在、こうした事業を実施している自治体はまだ全国的にはわずかなもので、岐阜県内ではありません。

しかしながら、郡上市においても、認知症の方が不慮の事故により第三者に損害を与えることで、家族を含め多額の損害賠償責任を負うリスクはあると考えられます。認知症対策を幅広く行っていくに当たりましては、認知症の方を含む家族全員の不安を軽減する施策も大変重要だとは考えております。

大府市の場合は、認知症の方が見守りネットワークによる見守りの対象として登録することと、あとは個人賠償責任保険の公費負担をセットにした施策を実施していますが、単に保険料を公費負担するというだけでなく、見守りの輪に入るというきっかけとして位置づけていることが効果的で、よく練られた施策であると考えております。

郡上市におきましても、現在進めているさまざまな認知症対策と関連性を持たせまして、どのように相乗効果を高めていくかという点を大切にしながら、個人賠償責任保険の公費負担につきましても検討を行っていききたいと考えております。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。前向きに検討いただけたらと思います。

今議会の補正予算でお認めいたしましたGPS機器の導入ということですが、このGPS機器もスイッチが入っている、出かけられる方がこの機器を持っていなければ何も効果がありませんので、GPS機器導入をするに当たりましては、ひとり外出をされる認知症高齢者がこういった理由で出かけられるのかということもやっぱりあわせて家族の方にも周知する必要があると思いますが、その出かけられるには理由がありまして、願望型、見当識型ですか、迷子ですね、せん妄型、その他、いろんな外出するには理由があるようでして、その中でそういった対策もしっかりとっていただきたいと思います。

私も、このGPS機器の導入に当たって靴という話がありました。実際、バッグに入れてというのなかなか難しいことですので、いつも出かけられるには大抵靴を履かれる。その靴を支給することですので、できましたら靴も一緒に支給していただいて、このGPS機器の有効活用を図っていただけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

この認知症患者、認知症ということですが、私たち自身も非常に身近な問題として、家族であり、周りの方に対しても、いろんな注意を払って見守りができたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

市長が以前言われました、「きょうよう」と「きょういく」が必要ということと言われましたが、用がある、行くところがある、そういった高齢者の方に機会を与えることも今後いろいろと取り組んでいただきたいと思います。

また、次の質問になりますけれども、この認知症の見守りとよく似たような話になりますので、よろしくお願いいたします。共生社会、新しい時代における共生、地域における共生といったことで質問してまいりたいと思います。

少子高齢化の中、家族構成が変化し、高齢者単身世帯の割合が増加し、生涯未婚率がふえ、空き家・空き店舗がふえ、かつての日本は、共生という概念を持ち出さなくても、きずなの強い社会であったと思います。しかし、現在は基本的な構造が変化し、新しい共生をつくる必要があるのではないかと考えます。

まず、1つ目に、地域における共生であります。過疎、高齢化が進む中山間地域の暮らしを支えるため、多様なサービスを継続的に提供する、そんな仕組みづくりも必要になってきております。それぞれの地域と行政が一体となって取り組む、そんな必要があるんですが、そのために地域の人づくりを主眼に置いた事業、施策が必要と考えますけれども、そうした取り組みにつきましての御所見を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをいたします。

市民の皆さんの日々の暮らしを支える多様なサービスを提供していくためには、市民と行政が一

体となったまちづくりを進める必要があるということで、これは議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。

市では、このことを具現化するために、平成21年度に市民協働指針を作成しましたし、平成26年度には郡上市住民自治基本条例を制定して、協働によるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

また、市民協働を進めるためには地域の担い手づくりも必要であるということでございますので、平成24年度に立ち上げました郡上市市民協働センターと連携して、地域づくり講演会、それからまちづくりフェスティバルを開催しまして、市民力の底上げ、それから市民活動の広がりについても支援をしているところでございます。

このように、人を支える、それから暮らしを支えるという役割は、行政が担うということだけではなくて、教育や子育て、まちづくり、防災、医療や福祉、農林業、そして観光といったことを含めて、さまざまな分野に地域の皆さんが関心を持って参加をいただくということが大切であり、そして参画によって行政と市民との間で望ましい役割分担が生まれてくるというふうに考えています。

行政が頑張る地域をサポートしていくということについては、市では地域づくり等を行う団体の活動を支援するために、市民等の視点で自由に課題を設定し事業を企画する団体提案型協働事業や、市があらかじめ示す課題に対して団体が具体的な事業手法を提案する行政提案型協働事業によりまして、平成29年度までに12の事業を採択して、市民や団体の主体的な事業を市民協働の考え方で支援をしております。

また、郡上市魅力ある地域づくり推進事業では、平成29年度までに69の事業を採択して、自分たちの住んでいる地域をみずからの手で元気にするための実践活動や地域の人づくり活動を積極的に後押ししているところでございます。

市では、このほかに地域課題の克服や地域活性化の取り組みを促進するため、郡上市地域協議会活動交付金の制度を平成29年度より開始をしております、各地域協議会を中心とした住民の主体的な活動や人材育成についても支援をしています。

今後もより多くの市民にこうした考え方が浸透し、活力ある地域社会が持続するよう、共生や協働の考え方の周知について引き続き進めていくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。そんな中で一つだけ提案をさせていただきますが、農業と林業の福祉連携といったことを一つ提案したいと思いますけれども、農林担当部署と福祉担当部署が情報を共有し連携することで、障がい者の就農促進を図ることはできないかといった点で

あります。

実際に障がい者が農業に従事している事例は郡上市にあるのか。農業事業所が障がい者を雇用するという事例だけでなく、障がい者が畑づくり、田んぼづくりですね、等に取り組むなどはしているのか。障がい者が農業を行うことのハードルは、そんなには高くないのじゃないかと考えますけれども、そういった農業と福祉の連携といったことは不可能でしょうか。それについて御所見を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） お答えさせていただきたいと思いますが、農福連携という言葉はよく聞いているところではございますが、福祉分野のほうでは、障がい分野では、特に就労訓練と、あと働く場や仕事を求めるというところがやっぱり一番の大きな目的となっております。

そうした中、郡上市のところですけど、まず障がい者の事業所のところの実情について先にお話をしたいと思いますが、障害福祉サービス事業所は、平成30年度に報酬改正がありまして、就労継続支援B型事業所というのが多いんですが、そのB型事業所では工賃に応じた報酬体系、または就労継続A型事業所は就労時間に応じた報酬体系に改正されました。それに伴いまして、特に就労継続支援B型事業所では、今まで以上にやはり工賃向上に向けた取り組みを行わなければならない状況にあります。

ちなみに、市内の就労継続支援のB型事業所におきまして、平成28年度の平均月額工賃は1万2,613円となっております。同じ年の県内の就労継続支援B型事業所の平均月額工賃1万3,718円と比較しますと、1,000円ほど下回っている状況であります。

こういうような状況から、この工賃向上の一環として現在、県の農業関係部門が障害福祉部門と連携しまして、農福連携にかかわる研修会等を障害福祉サービス事業所向けに実施されております。

郡上市の現状ですが、郡上市におきましても、工賃向上の手段といたしまして農福連携は非常に有効な手段と捉えておりまして、現在、2事業所が実際に生産活動等を伴う農業分野に参入されておりまして、収穫しました農作物を加工して自主製品として販売したり、また収穫作業について農業者と事業所が業務委託契約を締結して取り組むなどをしております。

ただ、現在、2事業所ということで、他の事業所のこともあります。やはりこの未参入の事業所につきましては、通ってみえる方の障がいの程度でありますとか、さまざまな状況に応じまして、難病の方もみえます。そういう農業就労に適しているかの判断も含めまして、その障がい特性に関した検討を始めております。

以上です。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

続きまして、新しい公共事業といった視点で質問してまいります。

市民が要望、陳情、請願をするのではなく、身近な安心・安全に関する改善箇所、まちづくりにつながる公共事業を提案し、地域と市が一体となって事業を実施する、そんな仕組みづくりが必要なのではないかと思います。

現在、ことしもですが、市長と語る会が行われますが、これは年に1回、それも地域も限られております。そうではなく、365日、いつでも提案をいただける、I o Tをしっかり活用しての市民と行政とが連携する、そんな仕組みづくりができたらと思っています。

京都府では、府民公募型整備事業、地域主導型公共事業、公共空間活用促進事業という、府民からの事業提案を公募するという事業手法を取り入れてみえます。道路改良事業でも、要望だけして、あとは行政任せといった事業手法ではなく、市民に用地買収を含めて事業提案をいただいたりするなどの仕組みづくりも必要ではないかと思います。

道路修繕等も市民が要望し、行政が現場確認し、業務を発注するといった過程よりも、市民がI o Tを利用し写真を行政に送り、即座にメール等で行政に情報を送り共有し、即座に修繕するといった手法をとることができれば、修繕完了までの時間が短縮され、効果的ではないかと考えますけれども、御所見を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

武藤議員より紹介ありました京都府でやられております府民公募型整備事業、こうしたものは府民からの地域提案によりまして府民からの公募という形で、公共施設の安全・安心、景観の向上につながるような提案を受けて、京都府において道路の補修であったり、信号機の新設など、公共事業が実施されております。

また、地域主導型の公共事業、公共空間活用推進事業では、府内の市町村と地域、そして府が連携しまして、地域のまちづくりや活性化における課題解決のために、それぞれが主体となって事業や活動が行われている、そうした公共整備の推進がやられておるようでございます。

このように事業規模やインフラ保全等に特化するというような事業趣旨の面では相違点はあるものの、郡上市においても市民協働によるまちづくりとして団体提案型の協働事業がございます。その実績の中には、また地区のインフラ整備として防災道路を住民みずからが整備し、市は事業費の一部を負担するというような形での実績もございます。

また、魅力ある地域づくり推進事業や、景観百景プロジェクト事業においても、地域を活性化させるさまざまな活動が盛り込まれておりまして、地域住民主体のハード的な活動も市は支援しているところでございます。

また、道路、河川など、公共事業を推進するには、地域住民の皆様の御理解、それから御協力は必須でございまして、事業を円滑に推進するためには、市民提案というのは早期完成、コスト縮減で大変有意義であるということで、そうした提案については、今後もそうした有意義なもので扱っていくということも一つ方法ではあると考えております。

また、御提案の道路維持管理に係る効率性向上の手法、スマートフォンの活用であるとか、そうしたことでございますが、発信側の市民と、それから受け手側の道路管理者である市との双方で、情報の偏りであったり錯綜、それから膨大な情報量が来るようになるといったことを避ける必要があると思いますし、また優先度を判断するための一定のルールというのは必要であろうかというふうに思います。

現状においても、市内全域においては定期的に道路パトロールを実施しまして、修繕の必要箇所の早期発見に努め、市民からの情報につきましては、建設部であったり地域振興事務所において早期の修繕に努めているところでございます。

今後は、今まで整備してきたインフラの長寿命化、そうした取り組みが大変重要になってまいります。施設修繕の効果を高める、そうしたことは大変重要なことであろうと思いますので、御提案いただきました内容も含めまして、効率的な手法を考えながら取り組んでまいりたい、そんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。郡上市、広いです。膨大な情報が入ってくると思いますけれども、今回、7月の豪雨または今度の台風21号の災害につきましても、こういった市民の方からの情報といったものが電話とか、いろんな形で行政のほうに連絡があったと思うんですけども、何かこう、写真といったものをもう少し活用して、写真を送信することによって現場がもっと簡単に確認できるんじゃないかなということを思いました。行政への連絡の仕方というのもあんまり煩雑になってはと思いますけれども、市民の方に見れば、やっぱり近くの写真を撮って、すぐ行政のほうに送ることができれば、それで一つの連絡がとれて、対策がとってもらえるといった安心感もあるんじゃないかと思います。

今、電話かけてお話しするだけで、行政としてはそこで一旦とまって現場を確認して、それから進むということになりますので、もう少し今回のいろんな災害におきまして、このIoTを使った仕組みづくりをいったものを早急に取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺の考え方はですね、部長さんが言われたように、非常に膨大な情報量の中で煩雑になるということもあると思いますけれども、私はそういったことをまず把握するという必要性を感じますので、何とか市民の

方々からオンタイムでそういった情報が市に届けられる、そんな仕組みづくりといったものを考えていただきたいと思います。どうでしょう。そういったことは早急にできることだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 今回の豪雨の際ですけれども、やはり建設部のほうへは市民の方々、いろんな方からそうした情報がまいります。倒木であったり、それから水があふれておるとか、土砂の突き出しがあったりとか、そういうような情報がございます。それで、中にはそうした写真なんかを提供される場合もございますけれども、ほとんどは電話です。

ただ、どうしてもそうした写真で送られてきても、その写真を見ただけで、じゃ、そうした対応を発注できるかという、そこらあたりはどうしてもやっぱり担当者が現場に出向いて、状況を詳しく確認した上で業者さんのほうと打ち合わせをする必要がどうしても出てきますので、そこらあたりはなかなか難しい面があると思います。

ですから、その辺は、もしそうしたメールなりSNS関係でどんどん来始めるとすると、その一件一件の回答を考えたり、そういうことも、そこに職員が対応していくというような手間の煩雑になるようなおそれもあります。

ですから、そこらあたりはじっくり検討して対応してまいりたいというふうに思っています。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） おっしゃることはよくわかるんですけれども、市民の側からいうと、自分の情報をしっかり市に伝えたよという一つの安心感といったらおかしいですが、電話しただけでというよりも、こういった状態ですよといったことが市に伝わるということがやっぱり一つの安心感になると思うんですね。そうすることによって、今後対応してもらえるんじゃないか、また行政としても現在何が起きているのか、この郡上市の中で何が起きているのかということを、電話ではなしに、やっぱり映像としてしっかり捉えることによって、あとの対応が早く行動がとれるんじゃないかと思いますので、こういった仕組みづくりについて、今後、郡上市は取り組んでいただきたいと思いますけれども、市長さん、どうですか、そういったお考えはないでしょうか。

私は、1年に一遍の市長と語る会よりも、随時、市民からそういった意見が上がってくるという仕組みづくりのほうが必要だと思いますので、そういったことについての御所見を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御提案の趣旨は、災害時において、あるいはふだんでも、ここの道路が穴ばこがあるよとか、ここが危ないよというようなこと、それもよく言われますように、言葉で説明を

するよりも「百聞は一見にしかず」と言いますけれども、現場へ行っての一見ではないにしても、やはり写真でその現場がつかめるということは非常に有効なことだというふうに思いますので、いろいろ建設部長が申し上げたような実務的ないろんな問題もあろうかと思いますが、できるだけ前向きに検討したいというふうに思います。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。そういった取り組みを今後、郡上市として取り組んでいただければと思います。

最後になりますが、先ほどの認知症の話の中で、社会とのかかわりの中でシニアクラブの方々がいろんな活動をなさっております。そのシニアクラブの方が以前話されました言葉の中で印象に残っているのは、「役場を退職した方はほとんどシニアクラブに入ってくれん」とシニアクラブの方が言ってみえました。役場を退職して、その後、シニアクラブに入ることには抵抗があるのかもしれませんが、やっぱり役場を退職されてシニアクラブに入って、しっかり活動していただいて、認知症にならないよう気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間を余しましたけれども、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了します。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時とします。

(午前11時37分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（兼山悌孝君） 15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきました。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

きのう、きょう、また、あしたもありますけれども、一般質問、本当にこの7月からの豪雨災害、そしてまた猛暑による熱中症とかそういったこと、その後また21号台風の倒木等々、そしてまた北海道では大地震があったということでございます。本当にお亡くなりになりました方には弔意を示し、早期の復旧を願うものであります。

きょうは、一般質問、1点だけでありますけれども、執行部の御所見をいただきたい、そう思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

きょうの質問は、小さな拠点とネットワークの形成に向けてということで、先般、全員協議会の中で資料をいただきました。これに沿って質問をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず初めに、資料によりますと、小さな拠点とネットワークの形成に向けては、高齢化や人口減少などの制約化において、行政や医療、福祉、商業等、生活に必要なサービスを維持し提供していくためには、各種の機能を一定のエリア内に集約することが求められております。

また、ネットワークにより市街地の地域をつなぐことで、広範な圏域エリアにおいて必要なサービスが可能になる考え方をもとに、小さな拠点づくりができたということであります。

本市においても、平成16年3月、合併こととして15年目に入っております。我々、この中山間地域においても、人口減少また高齢化の波はおのずとやってきております。

その中で一体的な日常生活圏の構成をしていかなければなりませんし、集落の生活圏を維持することが重要となってきたり、将来にわたって地域の人々が暮らし続けることができるよう、さまざまな取り組みが必要になってきました。こうしたことを踏まえ、地域に合った生活サービス機能等、地域振興策を進めなければならないと考えます。

その質問に入らせていただきますが、この小さな拠点とネットワークの形成に向けての、市としての基本的な考え方、また理念等について、1点目、お伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをいたします。

人口減少や高齢化が進む、特に地方において行政や医療、福祉、商業といった生活に必要な地域での生活を維持し提供していくため、国においては各種の機能を一定のエリア内に集約化し、市街地と農村集落、また集落間をつなぐことでより広い圏域エリアにおいて必要なサービスを提供するという考え方を提起しております。

この考え方を踏まえた政策として郡上市におきましても、今年度から本格的に小さな拠点とネットワークの形成に向けた検討を開始いたしました。

市がこのほどまとめました小さな拠点とネットワークの形成に向けての概論では、郡上市における都市、集落の構造を明らかにした上で、地域全体としての小さな拠点とネットワークの形成について基本理念を明示しました。また、小さな拠点を形成する生活圏域を小さな拠点エリアとして仮設定したほか、求められた機能につきましても明確化し、さらに郡上市における望ましい都市構想の姿や地域経営方針についても一定の方向性を示しております。

郡上市において小さな拠点とネットワークの形成を進める上で大切なポイントとして、持続可能

な地域社会の形成をまず上げさせていただきました。そのためには、国の考え方も必要となりますが、広大な市域に点在する小さな集落をどのように維持をするかということも大切な欠かせない要素ですので、地域コミュニティの中で多様な分野にわたる機能をどのように守り、つなぎ、自然、歴史伝統文化を初めとした地域の価値を維持、持続させるため、地域住民の方々にまず現状をしっかり認識いただくとともに主体性を引き出していく取り組みが、今後はより重要になってくるといふふうに考えております。

持続可能な地域社会をつくるためには、郡上市の地域特性を理解した上で20年先、30年先の郡上市をどのように形づくるか、そのビジョンを明確にし、自然資源や歴史文化資産、数多くの伝統芸能、一つ一つの規模は小さくても価値のある産業、人と人との結びつきを核としたコミュニティなど、地域の特徴を生かした郡上らしい小さな拠点とネットワークの構築を目指していきたいといふふうに考えております。

郡上市の目指す小さな拠点とネットワークとは、周辺集落を切り捨て、中央に住民を集めようとする発想ではなくて、むしろ小さな拠点を核として地域づくりを担う地域運営組織などを活性化させ、各種生活サービスや地域づくり活動をネットワークでつないで、安全で豊かな暮らしを持続させるということであるといふふうに捉えております。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。基本的な考えについて御答弁をいただきました。

ただいま御答弁の中で、周辺集落を切り捨て中央に集める発想ではない。小さな拠点を核にして地域づくりをネットワークで結ぶ、まさにこのことが私は一番大切なことではないかというようなことを思っております。この小さな拠点とネットワークの形成、まさにこういったことができてこそ成就できるのではないかなというようなことを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

現在、市として現状を踏まえ、ただいまも答弁がありましたように、今後10年、20年、30年後を考えたとき、現在に立ち上げたことが生きる、それが大切なことだと考えております。そうした理念を時折、事業と照らし合わせながらやっていけば、おのずと未来は開けてくると考えます。それには、行政と市民の皆さんが一体となってやっていく、市民の皆さんにも理解と意思の疎通がなければ進めることができないと思っております。行政主導はもちろんでありますけれども、市民の皆さんの考えと一致してこそ、この事業は生きてくると考えます。

今ほど御答弁いただきました日常生活において、市民の生活に必要なサービス、また自治会の活動が基本であると考えます。

こうしたことを踏まえ、2点目、コンパクトプラスネットワークの形成に向けて、その拠点とする範囲、つまり、エリアについてはどのような考えでエリアを設定されたのか、お伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えいたします。

市民の暮らしを維持していくためには、議員がおっしゃるように、市民の日常生活に必要なサービス、インフラ、そして自治会の活動などを考えた上で小さな拠点となる範囲を最適なエリアとなるように設定する必要があります。

そこで、郡上市では住民同士の最も身近な支え合いが可能となる最小単位のコミュニティや祭礼といった伝統文化を維持、継承して共有できる範囲を考慮し、最小単位となる範囲や組、その上の自治会、そして小学校区、旧町村、さらに市域全体といったように生活圏域を階層していく中で、小さな拠点の範囲というものを検討いたしました。

検討の中では、階層化したエリアの中でそれぞれ求められる機能を分野ごとに明確化した上で、行政サービスの諸機能を有する旧町村の単位を一次生活圏に位置づけ小さな拠点エリアとしてまずは設定いたしました。ただし、八幡町と白鳥町につきましては、小学校区を基本とした比較的小規模なエリアを小さな拠点エリアの中にあるサブエリアとして位置づけをしております。このサブエリアは、一次生活圏補完エリアとして日常生活や地域コミュニティの形成など一定の機能を有する範囲ということで、そういう考え方で設定をしたものでございます。

また、広域レベルで必要なサービスを提供する消防本部、それから拠点病院、市役所本庁舎など、基本的には市に1つあればよい機能につきましては、市域全体の中心拠点、概論の中では二次生活圏という言い方をしておりますが、ここに配置するとの考え方で生活圏域のエリアを整理しています。ただし、施設の性能等、性質等によりまして北部と南部、それぞれに必要となる機能を配置するということも考えられるというふうには思っています。

小さな拠点エリアについては、地域協議会において基本的な考え方を示した概論とあわせて説明を始めておりまして、このほか各種団体のヒアリング等も順次行いながら、市民の御意見などを幅広く拾い集め、郡上市における小さな拠点とネットワークのビジョンとしてまとめていきたいというふうに考えております。

（15番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） エリアについて御答弁いただきました。

7つの地域であります。その地域の利便性を初めとして、それぞれの地域が納得すべきエリアになっていけばと思っております。比べるのは、なかなか難しいところもありますが、しかしそのエ

リアが市民の皆さんが納得できるエリアであれば、そのエリアに間違いがなかったと考えます。

また、市とエリア、エリアとエリアの連携、そういったネットワークも考えながら実行していったほしいと思っております。

さて、小さな拠点とネットワークの形成の中で、提供できる生活サービスや地域活動として行政の窓口機能、医療や福祉サービス、子育てサービス、交通サービス等々があります。また、コミュニティの維持や活性化を図るための地域活動としては自治会の行事、子育てサロン、また地区公民館活動、地域づくり団体やNPO法人の諸活動、各種イベント等が上げられます。

先ほど申し上げたとおりであります、郡上市において、この小さな拠点とネットワークを進めるために当たっては、生活に必要なサービスを7つのエリアに集約することにより、市域全体を含めたネットワークの視点がより重要となってきます。

この小さな拠点づくりでは、地域づくりや地域の暮らしをイメージして、そのエリアに必要な施設や組織などを選定することになりますが、どのような考えで選定をされるのかお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） 小さな拠点エリアの中で必要な組織等をどのように選定するかということについて、お答えをしたいというふうに思います。

まず、内閣府では、この小さな拠点の定義を地域の仕事や生活を支えるための体制づくりや地域づくりの活動としています。

それから、国土交通省では、地域の人や資源、活動をつなぎ暮らしの安心と未来の希望を育む拠点として定義をしています。そして、小さな拠点の中で地域住民が主体的に地域経営を行う地域運営組織の必要性というものも掲げております。

今回、市がまとめた概論の中では、こうした国の考え方をもとに一次生活圏となる小さな拠点のエリアや市全域を対象としたサービスを担う二次生活圏、また点在する集落など階層ごとに求められる機能についても一定の整理をさせていただきました。

機能の整理では、最小のコミュニティ単位から自治会等を単位とした集落の単位、そして小さな拠点の中心地、これは農村部の中心地もございますし、また密集市街地もあるかと思っておりますが、さらに市域全体の中心地にそれぞれ求められる機能を医療や保険、福祉、そして教育、産業、地域振興、公共交通、安全安心の確保といった10の分野に分けて抽出をさせていただきました。

集落などを構成する点在地は居住が主でありまして、地域で支え合うコミュニティの育成が最も重要になりますし、旧町村単位となる小さな拠点エリアについては、生活を支える生活拠点としての機能が求められますので、こうした考え方でさらにその上の市域全体を対象としたサービスを担う二次生活圏を含めまして必要な機能を明確化いたしました。

また、概論の中では地域経営方針として、今後の方向性も示しております。例えば、人やもの、そしてエネルギー、金融、情報、医療、買い物、福祉といったような諸機能を小さな拠点エリアで極力集約化することと、そして、こうした諸機能をつなぎあわせることで生まれる地域内の経済循環について、その必要性を明記いたしました。

組織については、こうした諸機能をマネジメントするような地域全体のかじ取り役が求められているというふうに思っています。このかじ取り役が、国において掲げる地域運営組織でありまして、市においてもそれぞれの小さな拠点エリアの地域特性に合った組織のあり方について、まずは市民の皆さんとともに議論を深めていきたいというふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

エリア内の施設について、建物と申しますか、そういったところもやはり旧7ヶ町村の首長さんの思いでできた経緯もあるというようなことで、今後このエリアの中でそれぞれ皆さんが充実してやっていこうと思った場合に改修とかまた建てかえとか等々出てくる場合があるかと思いたいで、ここら辺のどこについてもよく精査をしていただいて、また予算も必要になってくるかと思いたいますので、よろしく願いをいたします。

ただいま御答弁いただきました機能の整理については、実務的なことでありますので市主導でやっていたいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、先ほど申し上げましたけれども、人口減少や高齢化等が進み、日常生活に必要なサービスが身近な地域から徐々に失われてきております。また、生活サービスが地域の中でばらばらに点在し、暮らしにくくなってきております。地域の未来を受け継ぐ若者がいなくなり、コミュニティが失われるのではないかと不安が広まってきております。暮らしの安心と未来の希望のためには、この小さな拠点による地域づくりが必要と考えるのは私だけではないと考えます。

この事業、地域づくり、とりわけ市民の生活に直結するものでなければならないと考えますが、その中で市民の考えを引き出し、反映させる、また市民に理解を得なければ成就できないと考えますが、市としてはどのような考えでおられるか、お伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをいたします。

小さな拠点とネットワークの形成につきましては、地域の特性を理解した上で20年先、30年先の郡上市をどのように形づくるか、今ほど申し上げましたように地域の特徴を生かした郡上らしい小さな拠点とネットワークの構築が求められるというふうに思います。

そのためには、地域住民の方々に現状をしっかりとまず認識していただくための取り組みが重要に

なってくるというふうに考えています。

今年度は、9月に入りまして7地域にある地域協議会へ郡上市の目指す小さな拠点とネットワークの形成に向けての概論の説明を開始したところでございます。年度中には、地域協議会の正副会長などへのヒアリングも予定しておりますし、また自治会の支部長会等へもこのことについての話題提供を行っていきたいというふうに思っております。地域協議会によっては、この小さな拠点に関する部会というものを既に設置をされて地域のビジョンづくりを始めているところもございます。

市内には、このほかにも地域住民の暮らしを支える役割を担っているNPO法人等の団体もございますので、こうした団体が実践しているモデル的な取り組みについても情報収集をして市民への周知を図るとともに、さまざまな機会を捉えまして、市民の意見というものもしっかり拾い上げをしていきたいというふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

資料によりますと8月4日ですけれども、このときにアンケートをとったということであります。この小さな拠点づくりについて、ワークショップを開催して、この小さな拠点づくりの目的と手法について理解があるかないかというようなことのアンケートをとったというような中で、3割の方が手法についてわかりにくかったと、そういったことがこの資料に載っております。やはり、そういったことを考えたときに、市民の一人一人の意見を賜るのも大変かと思っておりますけれども、大きなことより小さな意見を聞く、そういったことで進めていただければいいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

答弁の中で7つの地域協議会では部会を設置したということでもあります。まさに、これは地域ビジョンづくりを始めてそれぞれの7つの地域がいい形でできるのではないかなというようなことを思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、中山間地域において、将来持続可能な地域で暮らすためには、将来プラン策定が必要であります。地域課題の解決に向けた取り組みを行うための組織の形成が必要と考えます。それには7つの地域の地域協議会、自治会等において情報収集を図り、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

資料によりますと郡上市では、これまでのプロセスを述べています。平成18年、都市再生モデル調査、また平成28年から平成37年までの第2次郡上市総合計画、また平成29年度に策定した郡上市公共交通網形成計画、地域協議会の制度化、さらに平成27年度から平成28年度にかけて策定した郡上市公共施設等総合管理計画を明確にする郡上市公共施設適正配置計画の策定によって施設総量の圧縮や将来的な市民サービスのあり方に具体性を持たせ、持続可能な行財政運営に資することと、

時代や市民のニーズに合った施設サービスの提供方法の具現化を目指すということであります。

小さな拠点とネットワークの地域づくり、これは郡上市の地方創生であります。それには、市としてのスタンスを考えて実行する。今まで市長の言ってきた「ずっと郡上、もっと郡上」のごとく、実行、実現できるよう、また市長の言われる身の丈に合った行財政運営により暮らしやすい郡上市へと進展していくと考えます。

こういったことを踏まえ、この事業は公共施設適正配置計画や学校体制づくりなどと密接な関係があると思いますが、市としてはどのような考え方で調整されていくのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいまお話がございました、まず現在、市が抱えている問題でありますけれども、先ほど来、いろいろ話に出ておりますように人口減少であるとか高齢化であるとか、あるいは地域の経済がなかなか苦しい状況にあるとかいろんなことがございますが、そういう中でこの将来へ向けて一つは公共施設の総合管理計画といいますか、公共施設を可能な範囲で市域内に適切に配置をしていかなければいけないという問題を抱えております。これは合併前の7ヶ町村が、先ほどもお話がございましたように、それぞれの町村が1つの独立した自治体として思い思いのいろんな施設をおつくりになった、よくいわれるそれぞれの自治体ごとにフルセット主義といいますか、フルセットで何もかも一応一つ一つの家庭に例えるとそれぞれの家庭にあるべきものはとにかくそろえたというような形で、そして平成の合併において1つの家計に一緒になったという状態だと思います。

そういう中で将来を考えたときにどうしても制約条件になることの一つは、いろいろ決算委員会等でも話に出ておりますが、これからいろいろと財政的な制約があったり、あるいは現在抱えている公共施設が既にそれぞれ建設をされてから非常に時間が経っていて老朽化をしているというような中で、これを現在のままの種類の施設をそのままの数量で抱えていくということはとても難しいという中で、一つの将来の見通しとして、おおむね30年間ぐらいの間に3割余のいわば施設の面積ベースでいうと、どうしてもそれを取捨選択をしていかなければいけないという状態があるわけでございます。

これが、今、公共施設をどのように適正に配置を将来に向かってしていくかという課題の解決に当たろうとしているところでありますけれども、この問題の解決に当たろうとしますとどうしても郡上の人たちはこれだけ広大な、しかも地形も入り組んだところで、先人から引き継いだ長い歴史を持った居住形態というものを将来へ向かってどういうふうにしていくのかと、私たちはどういう暮らし方をしていくのかという、その哲学がまず下敷きになれば、その公共施設をどう再編成していくかということに対する方向づけがなかなかできないということだろうと思います。

人口減少に伴う、いわゆるこの町とか村とか、こうしたものをどうしていくかという中には、ごく単純なコンパクトシティー化というのは地形が平坦であれば、みんなよっておいでと、真ん中に寄っておいでという形でその施設もそうしたところへ寄せ集めてしまえば非常に効率的な居住生活ができるということになると思いますけれども、郡上のようなところはそういうわけにはいかないというところに問題の本質があるわけございまして、先ほど置田部長が説明しましたように、やはりこの郡上の暮らし方の特色というものを踏まえて将来を構想していかなければいけないということだろうと思います。

そういうことで、私たちが日常的に暮らす、その生活圏というものを考えたときに、やはり、ごく日常的に暮らす圏域、生活圏ということ考えたときも、人はライフステージによって物すごく行動能力の広い時代とそうでない時代というふうになると思います。赤ちゃんのときとか小さい幼児のときとか、あるいは歳をとって車も運転をできないというような時代に生きるためには、本当に極端に言えば下駄履きで行き来できるようなところというところが生活圏になりますし、働き盛りのときはそれこそ郡上市だけでなしに関市へも美濃市へも、場合によったら岐阜市へも名古屋市へでも毎日、日常の通勤圏として活動するというぐらい圏域が広いという人もいるわけでありまして、そういういろんな人がいるわけですが、基本に考えるべきはやはりその地域に暮らす、まずは一番やはり移動能力の低い人からどういうふうに日常の生活を支えていくかということをもまず基本に置きながら考えていくということが大事だろうというふうに私は思っております。

ただ、そうは言いながらも、何もかもが身の回りにあればいいということではありますけれども、片一方でやはり経済的ないろんな観点からもそういうわけにもいかないという中で、やはり一つの解決点というものを見出していかなければいけないということだろうと思います。

そういう考えのもとに、先ほども部長が説明しましたように、郡上市としてはまあまあいわゆる日常的な生活圏、人々がごく基礎的な需要が満たされる圏域は旧町村域ではないかと。ところによっては、それよりももう少し細かい圏域を構想する必要があるところもあるかもしれないけど、まずは旧町村圏域というものがやはり一次生活圏域ということで大切で、そこでなるべくはいろんな公共施設等のサービス機能をできるだけ配置をしていきたいと。しかし、非常に高次の機能のものについては、そんなにあそこにもここにもというわけにはいかない、そうなれば郡上市に1つ、あるいは南北1つずつというレベルの施設の配置ということで、十分そこを今度は逆に住民の皆さんが道路等のネットワークを使って移動をしてそのサービスを享受するというような基本的な考え方でいかざるを得ないというふうに思っているところであります。

そういうことで、この今回概論という形でお示しをした小さな拠点とネットワークというのは、いわば1つの地域づくりの、私は、まずは事業というよりも哲学をどう考えるかということであり、そして、その考え方のもとに市民の皆さんが暮らしていく場合には、郡上市等が持っている公共施

設という意味の公共サービスと、それからもう一つはいわゆる商業ベースといいますか、自由経済の中での商業ベースでのサービスのこの両方が必要なんですけども、そのうちのまず公共施設のサービスをどう再編するかということの考え方の下敷きにこの小さな拠点とネットワークというものをもとに考えたいと思いますし、それから今言いました課題はそういう公共施設のものばかりでなしに民間ベースの商業機能なり何なりというようなものも、今後やはりこれも住民生活にとって必要なサービスでありますので、そうしたものを複合的に組み合わせたようなサービスというか、あるいはそういうものがあるところへ行けば、公共サービスも受けられるし商業サービスといいますか、そういう民間の経済ベースでのサービスも受けられるような、そういう一次生活圈、あるいはもうちょっと高次になれば二次生活圈というようなものをつくっていく必要があるというふうに思っているところであります。

今回示しましたのは、概論というふうに銘打ちましたけれども、それはある考え方のいわば大要、大綱を示すものという程度の意味で、いろんな御意見があらうかと思えます。市民の皆さんのこれからの暮らし方、あるいはそれに伴うサービスがどこにあってほしいかと、どんな種類のサービスがどこにあってほしいかというようなことについてはさまざまな意見があると思えますけれども、そういったものをお聞きしながら冒頭申し上げましたこの公共施設の再編成とそれからもう一つはやはり郡上が地域として持続可能な地域としてサバイバルしていけるように、そして発展していけるようにという観点からこの問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいま、市長のほうからコンパクトシティというお言葉がありました。先ほど部長の答弁の中で周辺集落を切り捨て中央に集める発想ではない、そのコンパクトシティというややもするとそういったところに引っかかる部分があるかと思えます。私は、コンパクトシティというのは、日本の中の郡上市がコンパクトシティだなというようなことを思っております。そういった意味で、今回立ち上げました小さな拠点とネットワーク、まさに進めていただくことによって市民が幸せになる、安心して暮らせる郡上市になる、そういったことを目指してやっていっていただきたいと思えます。それには大きな声よりも小さな声が必要かと思っておりますので、どうかよろしく願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

今回は、自然エネルギーの活用と防災という2点について御質問をさせていただきます。

国では、新たなエネルギー政策の方向性を示すエネルギー基本計画が本年7月3日に閣議決定をされたと報道がありました。この第5次エネルギー基本計画は、長期的に安定した持続的、自立的なエネルギーの供給により、我が国経済社会のさらなる国民生活の向上、世界の持続的発展への貢献を目指すとしております。その中で、再生可能エネルギーについては、重要な低炭素の国産エネルギーのエネルギー源であり、主力電源化への布石としての取り組みを早期に進めるとされております。

そこで、郡上市新エネルギービジョンについてであります。本市は、平成19年に郡上市新エネルギービジョンを作成しております。その目的は、将来の世代に安心・安全な環境を引き継ぐための持続可能な循環型社会の実現を市民総参加で取り組むとともに地域の活性化を目指すとしております。

そして、新エネルギービジョンの展開について、導入推進や事業化に向けての検討を進めていく、市、市民、事業者が協働して取り組んでいくことにより地域での新エネルギーの導入を推進していくとまとめてあります。

この新エネルギービジョンについては、合併前の高鷲村、白鳥町でも策定されておりますが、導入事業推進についてはなかなか実現していないのが実情であります。現在、市内で3カ所の水力発電が稼働しておりますが、残念なことに新エネルギービジョンで提案されたものではございません。それからいろいろな国の政策の中で、また別の形で実現をされてきて、それはそれなりに価値のあるものであるというふうに考えておりますが、平成15年度に策定をされました白鳥町新エネルギービジョンの中にいろいろございましたけれども、現在実現しておりますのが、阿多岐ダムの発電プロジェクトであります。しかしながら、これは市がというよりも、中部電力により実施をされた事業であるということで、大変残念ではあるかと思いますが、そういう形で、今、郡上市が自然エネルギーについて取り組んでいることについては大いに現実味があつていいかなと思いますけれども、この新エネルギービジョンの推進の取り組みについて、今後どのようにされていくか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

郡上市の新エネルギービジョン、平成19年2月に制定をされました。今おっしゃったような経緯

でございます。しかし、その中に具体的な発電量等の目標値は設定されていないということで、当時として考え方を示すといったそういったビジョンでございました。そして、その中では郡上市における利用可能なエネルギー候補としてバイオマスエネルギー、そして太陽光発電、熱利用、そして雪氷冷熱——といいまして雪と氷、冷たい熱と書きますが、そういったエネルギー、そして小水力発電というそういった構想が当初から上げられておりました。

その後の経過でございますけれども、また郡上市の総合計画に基づきまして、持続的な循環社会の構築、また次世代につながる地域づくりを目指して再生可能エネルギーの活用に取り組みまして、小水力発電では石徹白の自治会主体の小水力発電の事業化を支援しました。

また、県営事業におきまして2つの小水力発電施設の設置を石徹白と阿多岐において行ったということでございます。

さらに木質燃料ストーブの設置に対する助成、また太陽光発電では、住宅用太陽光発電施設の設置に対する支援を行ってまいりました。

そして、ソフト面におきましても自然エネルギー学校を開催して人材育成、あるいは啓発活動も行ってきたとそういった経緯でございます。

そして、これらの小水力の発電の取り組みは全国的にも注目されておまして、最近では国の機関を初め大きな視察がございます。また、ことしの夏には石徹白の住民の取り組みが映画化もされました。現在、市が運営している2つの発電施設に加えまして、今後整備予定の2つの地区も合わせますと合計4つの発電施設を持つ予定となっております。これは県内でも有数の先進地として認知をされております。

ただし、ことし顕著ですけれども、昨今の豪雨あるいは台風で発電が停止する例が続いておまして、売電収入の減少や修繕にかかる経費、さらに今後発生してくる定期的な大規模オーバーホールによる、そのための経費等、課題が多いというのも現実でございます。

今後は、それぞれの発電の課題と効果を検証検討しながら郡上市の新エネルギー事業を進めてまいりたい、そのように思っております。

(18番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ありがとうございます。

ただいま商工観光部長から答弁がございましたけれども、郡上市東部の小水力発電を手掛けてきましたけれども、先ほども言いましたようにここに掲げてありますこの郡上市の新エネルギービジョン、平成29年度版では何ら今の発電については記載がされておらないというものでありますので、そして、いみじくも言われましたけれども、これには余り数値も目標もございませんし、これは後ほど市長にもお伺いしますけれども、これは早晩、見直しをいただきたいということを考えており

ますので、どうかよろしくお願いいたします。

それから、本年7月でありますけれども十六総合研究所というところから、この再生可能エネルギーの戦略的活用を通じた地域再生と題した提言が発表をされております。

この中で、再生可能エネルギーの普及には行政の取り組みが大切である。全国の先進的な自治体では、再生可能エネルギーによる発電、地域への供給、エネルギーの地産地消を積極的に進めています。各自治体の地域特性を生かしつつ、再生可能エネルギー導入に係る仕組みを地域の中で構築することができれば、資金を生み出し還流させることができる。地域でエネルギー自治を始めることは経済合理性の観点からも経済の活性化に資することでしょうということで、書き出してございます。

内容は、要約しますと、我が国のエネルギーの現状と電力自由化、地域でのエネルギー資源活用の現状ということで、地域での再生可能エネルギー発電、自治体による電力会社の設立、地域電力会社の設立とその取り組みについて、全国、県内の事例や対策が述べられており、郡上についても言及をされております。

再生可能エネルギーの戦略的活用を通じた地域再生ということでは、地域電力の事業や持続可能なまちづくりへの活用等について示されており、そして地方自治体に課せられる責務と将来展望ということで経済産業省は再生可能エネルギーを将来に向けた主力電源と位置づけました。目標となる2030年度に再生可能エネルギーの電源構成比を22%から24%にまで高めるとしております。地域の活性化や地域再生を実現していく上で、大きな可能性を秘めております。

地域に根づく事業に成長させていくには、地域の特性に応じたエネルギー政策を地域の中で検討し、講じていくことが必要であり、その誘導役、先導役として自治体の役割は重要です。エネルギー政策は一時的、一過的、局所的なものとなってはならず、地域に根づき、恒久的に地域を支えていくことができる産業にまで成長させていくことが必要ではないかと、こういうふうに報告書は結んでございます。

先ほど申しましたが、郡上市では、平成19年に郡上市新エネルギービジョンが作成されておりますが、先ほど言いましたように、この事業展開は余り進んでいないような気がいたします。この際、この新エネルギービジョンの見直しをするため、具体的な数値目標を上げるなど、新エネルギービジョンの研究検討と実施する組織が必要ではないかと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいま議員のほうから御指摘のございました郡上市の新エネルギービジョン、こういう冊子でございます。平成19年2月の時点で策定をされたものでございまして、私もこれを読んでみまして、このビジョンは報告書とも書いてあると

おり、この時点においてまさに新エネルギーとは何かとか、あるいは郡上のいろんな特徴はどういうところであって、そういう新エネルギーという観点から見た場合にどんな潜在的なエネルギー、ポテンシャルがあるかと、そしてその中で考えられるものとしてはこういうものがありますということが例示をしてあるということでございます。あるいは、それのおっしゃいましたように取り組みの方向というようなことも書いてございまして、確かに、この中に書いてある例えば小水力発電所1つとっても、今動いているというものは全て農業用水を利用した発電所でございまして、図らずもこのときのエネルギービジョンのときにいろいろと可能性を探った自然河川の中の堰堤とか、そうしたところのものとは違ったものであることは事実であります。しかし、それはこうしたビジョンはビジョンとして可能性は示しながら、現実はどうしたところで実際に事業化が可能かということを探りながら県やあるいは石徹白の民間団体等とやってきて、そして市としても財政的に応分の負担をしたり、あるいは援助をしたりしてやってきた結果であって、私は、現在の郡上市が再生可能エネルギーの利用ということでこれまで上げてきた実績は、決して恥ずかしいものではないというふうに思っております。

そして、今も小水力発電については、このビジョンで示された大鷲の堰堤の場所も含めて、あと明宝1カ所というような形で現在も可能性をいろいろと調査をしているところでございますので、まずはそうしたことに力を注いでいく必要があるというふうに思っております。

先ほど、冒頭お話がありましたように、国のほうでは、これは一国のエネルギービジョンとしていろいろとどんなエネルギー構成で国の全体のエネルギーを確保するかというような、当然数量の見込み等をお考えになることは当然のことですけれども、私は、自治体としてはそういうものを仮に掲げてみたところで、それを現実に行政施策として責任を持ってやるのかと言われたときには、今回のそういう農業用水等を利用してやったものについては行政施策としてかかわっていますが、あとはこれまで努力をしてきたように新エネルギーとはどういうものかとか、それをやる場合にはどういうような課題があるかというようなことで自然エネルギー学校とかいろんな形で民間にいわばそうしたことの開発へ向けての触媒としての役割を果たしてきたということでございます。

そういうことで、自治体として数値的な目標を掲げる必要は、必ずしも不可欠ではないというふうに思っております。

おっしゃるようにこの19年に策定した時点から、もう随分時間の経っておりますので技術も日進月歩、いろんな形でいろんなものが進んでおりますので、現状の状況等を把握することは非常に大切なことで一生懸命勉強してまいりますが、ビジョン、ビジョンと計画づくりばかりといいますか、そうしたことに力を注ぐよりも、今当面している2つの小水力発電等の調査、こうしたものに郡上市としては力を注いでいくということがまず必要ではないかというふうに思っているところでござ

います。

もちろん、さらにバイオマスを活用したエネルギー開発とかいろんなものもこれから出てくると思いますので、郡上市としては、可能な限り行政として何ができるかということはしっかりやってまいりたいというふうに思っております。

先ほど出されました、十六のレポートを私しっかり読んでおりませんので、またその趣旨はよく吟味させていただきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにしても自治体は確かにいろんなことをやるということもできますけれども、今までいろいろお話し申し上げておりますように、公共施設の再配置、老朽化への対応、エアコンの設置であるとか、それこそこれから水道というような自治体にとって不可欠なサービスをどういうふうに維持をしていくかというような、やはり優先度というものがあり、自治体の能力、特に郡上市の能力にも限りがあるので、やはりそういう優先度というものを見ながら、私は市政運営をしていく必要があるというふうに思っております。

残念ながら、今、郡上市が事業主体として再生可能エネルギーの開発にどんどん乗り出していけるという状態にはないし、そういうことをしなくても、それこそこれも想定外でありましたけれども、例えば美並のゴルフ場を活用をして太陽光発電というような形で大変な自然エネルギーの生産ということも郡上の地域で行われていくということもあって、私は郡上市がそういう意味でも地域全体として再生可能エネルギーの生産にはしっかり取り組まれているというふうに認識をしているところでございます。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) よくわかりました。

今の答弁の中にもございましたけれども、ビジョン、ビジョンと言ってビジョンばかりつくっておっても仕方ないというのは、私もそうだと思います。実施できる計画をこれからどう進めていくかということが大変大事ではなからうかと思いますし、市長、いろいろ事業があるんで、そこばかりはいけんわいという話でありますけれども、この自然事業や後ほども言いますけれども電力の小売りという事業につきましては、自己資本の確保というようなことにもつながっていく、事業というものは儲かるばかりではありませんので多少リスクもあるかと思いますけれども、そういうところにも踏み込んで行っていただく必要はあるのではないかというふうに思います。

最近ですけども、埼玉県の新谷市というところで、官民協働で地域電力事業を開始されたと。10月から市内の公共施設へ電力の供給を開始するという報道がございました。その中で同市長は、「地域新電力についてエネルギーの地産地消を進め資金循環などによる地域経済の活性化を図り、事業の利益は地域課題を解決するための市民サービスに充てる」とこう説明をされているようです。

郡上市でも昨年、設立されました新電力会社、郡上エネルギーという会社がございます。この深谷市の深谷イーパワー株式会社というところで、そこと同様に本年の6月28日付で小売電気事業者として登録をされたというふうに聞いております。郡上市として、何らかの形でかかわっていくべきではなかろうかというふうに考えますので、今後とも御検討をいただきますようお願いをいたし、次の質問に移らせていただきます。

次に、公共施設を利用した太陽光発電についてであります。先月、議会の産業建設常任委員会で長野県の須坂市に事例の視察をいたしてきました。

須坂市では、平成18年に新エネルギービジョンを策定されておりまして、平成25年度より民間活力を活用した市有施設の利用により地域社会における太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進めるとともにエネルギーの効率的利用を推進することを目的に公共施設屋根貸し事業を実施されておりました。平成29年までに10施設で発電が開始をされておりました。

この屋根貸し事業では、市は事業者より使用料と固定資産税を受け取る仕組みでありました。事業の実施に当たっては、市内に本社を有する事業者による公募型プロポーザル方式により事業者の決定がなされておりました。

郡上市には、数多くの公共施設がありますし、屋根を利用したい事業者もあると聞いておりますので、本市でも積極的に取り組めたらどうかというふうに考えますが、この件についての御所見をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長。

○総務部長（乾 松幸君） 屋根貸し事業の実現性についてということで、回答させていただきます。

今、議員おっしゃったように屋根貸し事業ということで、これは施設の所有者が当然屋根を貸しまして発電事業者が太陽光発電設備を設置し、その発電事業者が設置の費用を負担して電力会社へ売電、所有者へ賃料を払うというような仕組みであろうかというふうに思っています。

平成24年度から自然エネルギー固定価格買い取り制度がスタートして、こういった再生可能エネルギーはさまざまな分野でも普及しておりまして、屋根貸し事業は今言われた長野県の須坂市を初め神奈川県であるとか、大阪府、また静岡県の浜松市等の自治体でも取り組んでいる事例がございます。

岐阜県でも実は8つの公立高校等の屋根に設置を希望する事業者の募集を行っております。そういった中で、現在でございますが、6つの学校において屋根貸し事業をやっているということでございます。

固定価格の買い取り制度では、10キロワット以上の太陽光発電による電気を一定価格で20年間買い取るということを電気事業者が義務づけている関係から、賃借の期間というのは恐らく20年になるだろうと。それから出力のほうでございますが、10キロワット以上ということになりますと、面

積にしておよそ60平米以上の物件というようなものが一般的なようでございます。

そういった中で、当然、面積は屋根の面積が多いほうが有利ということになりますが、日射量であるとか、そういうものが十分確保できることが必須であって、台風とかの自然災害を受けやすい地域であるとか豪雪地域などについては除外されやすいのではないかというふうに思っております。最終的には発電事業者の判断になろうかというふうに思います。

仮にございますが、屋根貸し事業を実施した場合の市の収入でございますが、ちょっと固定資産税まではちょっと調べておりませんが、屋根の賃貸料でございます。こちらにつきましては、中学校の体育館規模であれば傾斜の片面を利用するとしますと500平方メートル程度ということで、先ほどの先進地の例で挙げますと年額1平方メートル当たり150円だそうです。ということになりますと、中学校程度の体育館の片屋根、年間7万5,000円程度になるということになります。

そういったことを考えますと設置に伴う施設管理上のリスクは考えられます。例えば、雨漏りであるとか、郡上であれば屋根の雪下ろしもありますし、あとは最終的な発電設備の撤去までその業者がちゃんと面倒を見るかどうかといったこと。収益性の観点だけではなく、屋根貸し事業に大きな期待を持つところについては、まだちょっと郡上市としては疑問を持っているところでございます。

そういった中でも屋根貸し事業に取り組む自治体があるわけでございますが、こういった団体につきましては、太陽光発電システムの活用促進であるとか、再生可能エネルギーの導入促進であるとか、こういったことを主に目的としているということが考えられます。

先ほど言うように、雪害等の可能性が高い土地柄であるということを考えますと、懸案事項というのは多いのかなというふうに思っていること。

それから岐阜県が募集して設置された学校でございますが、岐阜市とか大垣市、あと海津市、美濃加茂市というところで積雪の少ない地域で設置がされておるのかなというところでございますし、あとそれから屋根の構造になりますが、これは全てこの6つの施設でございますが、陸屋根ということで平坦な屋根を利用して設置しておるということでございます。郡上市の屋根のように傾斜がある屋根については応募がなかったようでございます。そういったことを考えますと、郡上市において実現に至る可能性というのは、これは発電事業者の当然判断になろうかと思いますが、そういったことを考えると可能性というのは余り高くないかなというふうなことは感觸的には思っているところでございますが、1度、発電事業者のほうからまたそういった要望があれば、また検討していきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） 余り積極的な話ではありませんのであれですが、いろんな疑問があろう

かと思いますが、これは市が設置をするという話ではありませんので、これに合った事業者があれば話に乗るといふぐらいの気持ちは持っていただきたいというふうに思います。

ちなみに、須坂市では平米当たり300円でした。

それから、設置については設置者の資産でありますので、撤去も修理も設置者がするというようなことでありましたし、そこはその場に当たってやりたい人と協議をすると、こういう姿勢でもって取り組んでいただければありがたいというふうに思いますので、この件についてはよろしく願いいたします。

次に、避難所についてであります。本年は大雪に始まりまして豪雨、猛暑、台風というようなさまざまな自然の猛威が発生をいたしまして、当市でも避難勧告、避難指示というものが発せられるような災害のオンパレードといえますが、非常に災害について多彩な年で今まで推移してきているというふうに思います。

そこで、今さらというふうに思い出しますが、改めてこの確認のためにお伺いをしますけれども、避難所、そもそも設置者は誰であるのか。それからその実質的責任者は誰なのか。本年、1日の最大の開設箇所数というのは何箇所であったか。その避難所への職員の配置と人数、それから業務内容、市の職員はそこで何をしなければならないのかというような点につきまして、お伺いをいたします。

それから、きのう、8番議員の質問の中で、テレビがなく情報がわからないというような指摘がございました。テレビの受信については、テレビがあれば見られるわけではありません。NHKの受信料が必要でありますので、避難所の多くは通常は余り使われていないところが多くて、ケーブルテレビ等の受信料を払っているというようなところ、受信は可能でも受信料は払っているというようなところは余りないのではないかとということでありますし、この避難所のテレビ受信については、こういうときだけ特別に見られるというような措置をできないものかということで、例えばケーブルテレビが一括してそういうもののことを措置するというようなことができるものなのか。衛星ならいいんじゃないかと、いろいろあろうかもしれませんが、いずれにしてもNHKを見なくてもNHKは受信料、テレビを見たら受信料を払えと、これは法で決まっておるなんてことを言ってきたので、そうかといってこういう災害のときの緊急事態にこれが使えないということも、これもどうも納得がいかないということでありますので、そこら辺のところは何とかならないのかということをお伺いをさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 済みません、避難所の運営等について御回答させていただきます。

まず、避難所の設置者とか責任者ということで誰だということでございますが、一応避難所につきましては、昨日から申し上げたとおり避難所としては市が指定するものでございますけれども、

災害対策基本法に基づき指定する指定緊急避難場所、それから指定避難所、また市で独自で指定します一時避難所があるということでございます。

避難所の設置者といたしましては、市の管理施設については市が開設者、設置者となりますし、自治会等管理施設の場合は自治会であったり地区会ということになろうかというふうに思います。

災害時に迅速な避難所の開設、管理をするために各避難所に避難所管理責任者をおくこととなっております。これは市の管理施設の場合は支部の救援班の中でその地域に居住する職員があらかじめ責任者に任命しておくということでございますし、自治会等の管理施設にあつては自治会ないし地区会が自治会内から責任者を任命しておくということになっておりますが、そうはいつでもなかなかこれがずっと動いているわけではございません。自主防災会の育成研修会においても避難所運営マニュアルを配布いたしまして、こういったことを書いてございますので、そういったことの周知に努めていきたいというふうに思っております。

今後もマニュアルの内容がより十分に伝わるように配慮していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、その7月豪雨におきます1日の最大開設施設数ということでございますが、7月豪雨、6月29日から7月8日まであったわけでございますが、延べの避難所の開設数は89施設、このうち78の施設に市民の方が避難をされております。

前にも報告をさせていただいたとおり、各避難所の最大避難者数の合計というのは2,064人ということでございます。

また、1日の避難所の最大開設施設数は81施設ございました。また、1日の最大避難者数は7月7日の午後10時でございますが、55施設で1,355人が避難されたということでございます。

あと避難所への職員の配置と人数ということでございますけれども、基本的に市有施設の避難所には職員を配置させていただきますし、自治会等の管理の施設については自治会等で対応していただいておりますけれども、今回は自治会等の管理施設においても職員を配置した、そういった施設もあったようでございます。

市の職員を配置した施設数ですが、全体で52施設、延べ271人となっております。実人数といたしましては121人ということでございまして、これはピーク時でございますけれども、これは7月6日の夜11時がピークになっておりますけれども、このときの職員の出席者数が支部職員184名ということになりますので、そのうちの66%、7割弱が避難所の設置に動いておったということになるかと思えます。

あと、避難所での職員の業務でございますけれども、市の管理施設における市職員の業務でございますが、マニュアルにあるものについてでございますので、今回全てできたとは思っておりませんが、当然、避難所のカギを開けていただくということ、それから避難所設営の準備ということで

機能の確認をしてもらう、トイレがちゃんとできるかどうかとかそういった機能の確認をすること、また設営後におきましては避難者の把握、避難された方の人数であるとか世帯構成、特別な配慮を要する者の状況などを避難者カードにより速やかに把握をして名簿を整備するというようなこと、また必要物資の管理、避難所に必要な食料であるとか飲料水、その他、生活必需品の過不足を把握すること、そういったこととか、常に市災害対策本部とかほかの避難所との連絡調整を行うこと、それから要配慮者への支援ということで特にでございますが、高齢者であるとか障がい者等の要配慮者について災害対策本部への報告を行うということであるとか、避難スペースの確保、それから避難者の振り分け、当然、原則同じ自治会の単位の中で集まっていたりとか、乳幼児であるとか高齢者を有する家族については可能な限り同じ環境の家族同士が一緒になるような振り分けであるとか、そういったようなこと、それから通信手段の確保、避難者への情報提供、そういったことが主に業務となりますけれども、自主防災組織によっても同様な業務が実施されるということを期待されるわけでございます。

あとNHKの受信料につきましては、口座振替の場合の受信料でございますが、衛生契約につきますと1年間に2万5,000円弱かかります、確かに。受信料の減免内容につきましては、全額免除といいますと社会福祉施設であるとか学校とかということですので、議員が危惧されているように避難所については減免の要件はないということではありますが、学校であれば、体育館であれば可能かなというふうに思っております。あと、そういったことについて、それぞれやっぱりテレビが映るまでの条件まで持って行って、テレビを持って行くということはもしかしたらやっていかなければならないかもしれませんが、そういったことであれば当然費用はかからないということでございますので、常に避難所にテレビをつけておくということになりますと、避難される方がいつあるかということになりますと非常に1年に1回あるかないかということを考えますともったいないというか、ちょっと厳しいかなと思いますので、そういった口だけは確保させていただいて、そのときのテレビについては、その施設内、学校であれば職員室のテレビを持って行くとか、そういったことの対応がとれるかなというふうに思っております。

そうは言いつつ、またNHK等ともそういったことについては、交渉はしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） いろいろ言いたいと思いますけれども、時間が来ておりますので、また後ほど伺いをいたしますことにいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は、14時30分とします。

(午後 2時19分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 野 田 勝 彦 君

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、3点にわたって質問をさせていただきます。

2日目の最後となりますと、どなたもやっぱりストレスもたまってしまいますので、もうしばらくのおつき合いをお願いしたいと思います。

また、いつも欲張って質問項目がたくさんありますもんで、時間切れになるかもしれませんが、そのときはまたひとつ御容赦をいただきたいと思います。

最初に、水道事業の将来構想というところで、今回もたびたび水道の問題が登場しましたが、それについて若干取り上げてみたいと思います。昨日、5番議員のほうからも、専ら農業用の水道についての質問がありましたが、私は、どちらかという、基本的な構造問題について取り上げてみたいと思います。

昔から日本には「水に流す」ということわざがありますが、要らんものや汚いものはみんな水に流してやると。ということは、水がないことには流れませんので、豊かな水があるということの裏返しかと思います。一方で、「山紫水明」という言葉もよく使われるんですが、清らかな水、美しい山々と。すなわち我が日本は、自然環境からすると、豊かな水と美しい水がふんだんにあるということだと思います。

こんな国は世界中そうたくさんはないというふうに認識しておるんですが、そんなこともあって、今まで水道事業というのはさほど苦勞することなくといたしますかね、乾燥地域のような、あんなことはなく、その水を利用することは比較的順調に來たかと思ひます。

しかしながら、専ら日本が工業化によって工業用水がたくさん要るようになってきますと、そう簡単にはいなくなる。特に都市部のほうにおいては、この水を確保することが重大な問題になってくるわけですね。

そこで、そんなことを背景にしながら、最近、我が日本では各自治体が大変この水道で苦慮していると、そういう実態が出てきております。我が郡上市の場合はまだ、こういう環境にありますか

ら、さほどではないにしても、しかし私は将来的にはやっぱりいろいろと考えていかなきゃならないんじゃないかということで、以下の質問をさせていただきます。

今申しました自治体の苦慮している内容、重荷になっているというのは主に3つあると言われます、その理由ですね。

一つは、いわゆる高度経済成長のころに将来の水需要の予測をしたわけです。ちょうど富士山の裾野から頂上に向かうような右上がりのすごいカーブを描いておったんでしょうね、きっと。将来はこれほど水がたくさん要るんやと。あの工業化をそのまま延長すればそうなるかもしれませんが、しかし、そうはならなんだと。すなわち過大な水需要予測をしたがために、今となっては余ってしまった。特に、都市部のほうで巨大なダムを抱えて水を確保したところがあえいでおります。

ちなみに言いますと、長良川河口堰によって利水を想定した名古屋市や愛知県もそうですね、今、大変それに悩んでおりますね。そういう事態です。

もう一つは、御存じのように施設の老朽化ですね。もう間もなくといいますか、もう始まっているんじゃないかと思いますね。耐用年数を過ぎたところは更新しなきゃならない。また、かつては耐震性も考慮されていなかったはずですから、これもこれからは考えていかなきゃならない。これは膨大な設備投資がまた要ることになります。

3つ目ですが、市の職員の方々も削減ということもありまして、技術を継承し担っていかれる方々がだんだんと減ってきている。こういう深刻な問題もあるようです。

そこで、質問ですが、こうした本市における水道事業の状況ですね、山間地域ですから延長水路も長いと思います。こういう状況やら、需給の状況あるいは料金体系、その他の事業の運営において、あるいは近い将来、老朽化に対するどういう対応が必要なのかということも含めて、簡潔で結構です。この前、決算資料でいろいろと資料をいただいておりますので、詳しくはわかりますので、皆さん方がテレビなどを見られて、わかる範囲で教えていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 失礼をいたします。お答えをします。

水道事業では、平成24年度から進めてまいりました水道施設統合がおおむね完了し、市内には現在40施設がございます。配水管延長は約940キロにも及び、給水人口1人当たりでいいますと、26メートルになります。管路につきましては、古いものでは、議員御指摘のとおり、昭和47年に埋設整備していますので、既に46年が経過しており、更新・耐震化が早期に必要な状況となっております。

次に、需要に対して供給の状況につきましては、災害等、特別な場合を除いては現在まで給水を

停止したことはございません。日々、安定した供給を行っております。

料金についてでございますが、一般家庭で1カ月当たり20立米を使用した場合を前提に他市との料金を比較しますと、県内21市で平均2,736円に対し、郡上市は2,592円で、平均より144円安く、県内では安いほうから数えまして13番目となっています。

歳入面での一般会計からの繰入金は、平成30年度の当初予算ベースでございますが、7億円となっております。

次に、水道利用者の状況についてでございますが、平成30年の7月現在、1万5,864件の方に御利用いただいており、その内訳でございますが、一般家庭が1万2,232件で約77%、法人が2,875件で約18%、営農用が74件で1%、公共施設などが683件で約4%の利用状況となっております。

最後の御質問の、これからの事業の経営上の課題と問題点といたしましては、先ほど申しましたとおり、管路の老朽化・耐震化対策が重要となっており、特に基幹管路となる管路や、避難所、病院等につながる重要路線につきましては、国庫補助事業制度を活用しまして早期に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 940キロメートル、東京・大阪間の新幹線が約500キロですから、往復の距離がこの郡上にずっと張りめぐらされているというのはすごいと思うんですね。

そして、47年といいますと、私はまだ本当に若いころで、ちょうど就職して間もないころでございましたけれども、本当に長い年月、しかも一度もとまることなく、安定的に供給されている、しかも、それも比較的安い料金で。そういう点では、我が郡上市の水道事業は非常に優良というふうにも考えてもいいんじゃないかと、私は思います。

さて、先ほど申しましたように、本市の場合は中山間じゃなくて山間地にありますので、巨大な水がめを必要とすることはなかったわけですが、長い導管があるということと、自然傾斜を利用できるということも有利な点かもしれません。また、そういう点でさほど事業に苦慮することはないにしても、将来的には非常に心配なことがあるということが今わかったわけですが、そこで、全国にはそうではない自治体もたくさんございまして、本当に大変な自治体もあるようですが、そういう意味で、今、国のほうでは水道法の改正が問題になっております。

さきの国会では一応流れて、継続の審議になっているようですが、今の政権でいいますと、恐らく近いうちにこれは実現するんじゃないかと思います。改正というと、いろんな問題点も含めたことが多いんですが、例えばこの前、やられましたといいますか、実現しました出資法の改正ですね。たくさんの内容を含みながらも、やっぱり改正されて、本当に改正になっているのか、わかりませんが。

そういう意味で、この内容を見てみますと、一つは、自治体がお互いに連携しながら、個々の自治体が責任を負っていると、小さなところでは特にその経費が大変であろうということから、スケールメリットを生かすために幾つかの自治体をまたいで広域にしようということが一つはあります。これによってスケールメリットを生かしていくという。

2つ目には、民営化の方向です。民営化は、さきの出資法でも同じですが、安易に民営にすることは非常に問題がたくさんあるんですが、今回も多分それに近い状況が出てくると思います。民間企業に委託をしながらこの効率化を図るというわけですが、市の今の構造上、将来的にはこの水道法が成立した暁に民営化を迫られた場合は、どういうふうに対応されるのか。将来的な話ですので、断定はできないにしても、その方向性を一遍確認しておきたいと思います。市の対応はいかにされるのかをお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。今、議員がお話しになりましたように、今、水道法の一部を改正する法律というようなものが一つの課題になっているということでもあります。

それで、その中に、市町村あるいは県も含めて広域連携化を図るということと、それからもう一つは、今、民営化というふうにお話がありましたが、水道施設を一定の民間の企業体に公共施設等の運営権の免許を与えるという形で移転をすると。その際には、それで厚生労働大臣の許可を必要とするというような改正であるように聞いております。

そこで、広域連携のほうは、これはいろんな意味で、お互い水道事業をやっている市町村あるいは場合によっては県も加わって連携をしましょうねと、どんなことが連携できるかというようなことで、既に岐阜県においても昨年、県の音頭取りで岐阜県水道事業の広域連携研究会というようなものが持たれて、そして岐阜県内を幾つかのブロックに分けて、お互いにどんなことができるかということをお互いに勉強しましょうと、スタディーしましょうという研究会を発足しております。

郡上市の場合は、その中のブロックとしては岐阜圏域という中へ入っておりますが、この広域連携については、確かに地域によっては浄水施設を一緒にするとか、あるいはお互いに水を融通し合うとか、あるいは技術者のいろんなプールとか、いろんなことも可能かと思いますが、郡上市のように一つ地域的に非常に広くて、しかも他の圏域とは水道水源とかいろんなものを別にしておりますので、果たしてどういう連携ができるかというのはかなり難しいのかなというふうに思っております。

しかし、その中で特に人材の、お互いに抱え合うとか、そういうようなことについては可能性もあるのかなと思っておりますが、これもよく実務者の研究を見守りたいというふうに思っています。

それから、もう一つの民営化ということですが、この民営化というのは、まだこの中身が具体的に本当にどういう実質を伴った民営化なのかというあたりのところは、まだちょっと私とし

ては定かに把握をしておりません。

例えば民営化といいますと、ＪＲを民営化したとか、ＮＴＴを民営化したとかっていう、その事業主体そのものが民間化するというような、それで所有権も何もかも持ってやるというところから、今いろいろ個々の自治体もやっておりますが、個々の業務を一定の業者に一つ一つ業務委託をするという、その幅の中で真ん中辺のような感じなんです、そして場合によったら、かなり施設運営権の移転といいますか、そういうことでありますので、民間事業者にそれを設定できるという法改正でありますので、かなり思い切った形の民間化、民営化であるのかなとは思っておりますが、まだ全容がしっかりわかりませんので、よくその辺の内容を見きわめていきたいというふうに思っております。

それで、これはいろんな外国の事例とか、いろんなこともあるようですし、そういうことも勉強したいと思いますが、基本的には私は、こうした市民に不可欠な事業というものは地方公共団体がしっかりと責任を持ってやるというのがあくまでも基本だというふうに思っておりますので、そうした問題には極めて慎重に考えていきたいというふうに思っております。

(４番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○４番(野田勝彦君) ありがとうございます。最後にお答えをいただいた、この前たくさんの停電が起こりまして、本当に基本的な市民・国民の命を守る基本財といいますか、電気も、私は水道も同様の性格を持っていると、そういうものについては安易に民営化を進めるというのは慎重にというお答えをいただきまして、納得いたす次第であります。

民営化の方向性は、政府が言っておるのは大体コンセッション方式と呼ばれているらしいんですが、私も詳しくはちょっとわからないのですが、所有権は市に置いたまま、全体の運営権は民間へと、個々の事業を委託じゃなしに、運営権は民間にという方式のようなんですが、所有権は市のまま運営権はというと、本当にそれを任された民間のほうは本当に、その事業はともかくとして、大変おいしい話ではないかと思うわけですね、直感的には。

それで、今もお答えの中にありましたように、日本ではまだ今からの法改正ですので、まだですけども、外国では既に相当進んでおりまして、民営化がですね、そして幾つかの破綻した例がたくさんあるわけです。

代表的なのはフランスのパリだと思いますが。スエズという何か運河のような名前の、ルーツをたどれば多分運河に行くんですが、こういう水道会社がございまして、そこが運営権を引き継いでパリの水道事業をやったようですが、約20年間で料金は３倍に上がったそうです。それで、具体的な事業は下請会社のほうに任せることが多かったようで、断水は起こるわ、濁り水といいますかね、水質の悪化は起こるわ、あるいは経営は不透明であるわ、設備の更新はおくれているということで、

大変不人気で、とうとう再公営化されてしまったと。

これは何もフランスのパリだけの話じゃなしに、世界で、私が調べてみましたら、32カ国、267都市で全く同様の再公営化が行われたと。

だから、世界の先進例といいますか、先に進むというよりも、試行例が、こういったのがありますので、こういうのも大いに検討しながら、また考えていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、水は本当に基本財でありますので、一つは競争ができないということですね、単一の事業体ですから。そして、もし災害とか事故の場合の責任体制の問題を考えると、やっぱり安易に民営化を進めるということは非常に慎重でなきゃならないということは私も重ねて申し上げて、以上で1番目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2番目の問題でございますが、郡上の踊りのさらなる発展を目指してということで、2つほど伺いたいと思います。

先ほどもありましたように、6月議会では10番議員のほうから、あるいは先ほど午前中には3番議員のほうから、三大盆踊りという大変強調をいただいたんですが、こうして、どうしても郡上の目玉、郡上の踊りについてはたびたび取り上げられることが多いんですが、私はできるだけ視点を変えて今から2項目お尋ねしたいんですが、よろしくお願いします。

早いもので、はやことしのシーズンもおおむね終わりにして、残すところは今度の土曜日の白鳥の変装踊りと、拝殿踊りもありますか、ほんのわずかになりまして、ことしの総括も先ほど報告されて、若干ちょっと低調だったと。しかし、白鳥はなぜかふえておる。

ちょっと手前みその話で大変申しわけないんですが、私はお盆の前に白鳥の町の中を歩いておりましたら、CBCのテレビの取材に出会いまして、そしてインタビューを受けました。白鳥おどりのことについてのインタビューですね。私は得意げに10分ほどしゃべったんですが、放映を見たら、たった2秒かそこら、2秒なかったかもしれません。あっという間に終わってしまって、がっかりしたような状況で、しかしあの放映も含めて、白鳥おどりは今回随分たくさんの放映をしてもらっているんです。テレビの放映というのは実にやっぱり影響が大きいんですよ。私も随分あちこちの県をまたいでよそからも「見たぞ、見たぞ。おまえ、出とったな」という話を聞きまして、「見たか」、得意げに言ったんだけど、わずか1秒や2秒ではね、ちょっと残念でしたけど。

ということで、郡上の中の白鳥おどりがえらいクローズアップされたんじゃないかということをひとつ申し上げながら、それから、もう一つ大事なことを申しつけ加えますが、ここ、しばらく2回ほどウエルカムパーティーがとり行われて、2回とも、少年サッカーと、それから女子のセブンズラグビーですね、ウエルカムパーティーがあったんですが、白鳥踊り保存会の方々の御協力で踊りを踊ったんですが、これは私は本当にやっぱり踊りのパワーってすごいなと感心したわけなんです、うれしくなりました。子どもたちも、女子の諸君も、颯爽と輪に入って一緒になって盛り

上がって踊ってくれたと。しかも、コロンビアの女子の子たちもね、本当に踊り、あつという間に覚えて見事に踊るんです。

私、本当にすごいなと。民衆の融和の一つの方法としては、非常にやっぱり原初的なものではないかというふうに思うわけですね。こうしたすばらしい踊りを郡上内外にどうやって広めて、これをどうつないでいくかということは、非常に大きな課題であると思います。

そこで、前置きはそのぐらいにしまして、拝殿踊り、白鳥おどり、郡上おどり、今まで個別にこういう踊りがあるよという個別的あるいは対置的——対立とは申しません、対置、置く、というふうに捉えてきた向きが多いんですが、私は、考え方としては郡上の民が連綿と続けてきた文化というふうな捉え方が大切ではないかと。そういう意味で、別個に考えるのではなしに、踊りを融合しちゃうという、そういう意味じゃなしに、市民、郡上の民の文化というのをどういうふうに考えて発展させるかという観点が大事ではないかと思うんです。

ちょっと抽象的な質問で大変失礼なんですけど、踊りについては造詣の深い市長に伺いたいんですが、その辺はどういうふうにお考えを持っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思いますけど、私も、いわゆる郡上おどり、それから今は白鳥おどりと言っておりますが、いろいろ、もちろんこの両者の違いがどうだとか、あるいはいろんな地域的なそれぞれに中心となって育ってきた場所、それから八幡と白鳥というようなことで、いろんな複雑な思いもあるかとも思いますけれども、やはり郡上市が対外的にも情報発信をしていく、あるいはたくさんのお客様に来ていただくというようなことを考えたときには、これはそれぞれ特徴を持った郡上の踊りであると。

私が物を言うときに気をつけているのは、鮎と踊りです。鮎も郡上鮎というと、長良川流域の郡上漁協の鮎を郡上鮎と言い、和良川のは和良鮎と言っておりますので、この両者を言うときは郡上の鮎と言っておりますが、それと同じように、今は郡上おどり、白鳥おどりと言っておられますので、一つで言うときはやはり郡上の踊りということかと思いますが、私は、これはそれぞれに、こちらが好きだとか、あちらが好きだという方もいらっしゃいますし、よく感ずるのは、やはり郡上の市域外からたびたび郡上おどり、白鳥おどりに来ていただく方は両者本当に分け隔てなくというか、両方を楽しんでおられると。よく私も白鳥のほうへ行って、あと八幡のほうへ来てというような、一晩に行き来することがあるんですけど、そのときにやはり白鳥で会った方が、夜が更けてくると八幡のほうで踊っておられるという姿をよく見ますし、また白鳥おどり、郡上おどり、両方の踊り名人を取っている人もいますし、そういう意味で、かえって外の方のほうが郡上の踊りとして両方ともそれぞれの個性のある、特色のある踊りを楽しんでおられるのではないかというふうに思います。

それから、郡上の中でもたまたま大和は八幡と白鳥のちょうど中間にあるわけですけど、ことしは私、ちょっと用事があって行けなかったんですけども、毎年、大和の剣の長良川鉄道の郡上大和の駅前で踊られる踊りは、期せずして両方の踊りを本当に違和感なく踊っておられます。屋形で歌われる歌、おはやしも、郡上おどりをずっとやってて、あるときから白鳥おどりのほうの曲になってというんで、みんな一斉にそれを踊り出すという形で踊っておられるので、郡上の中にもやはりもちろん大抵の踊り好きの方が両方とも好きだし、両方とも踊れるというような方も多いと思いますので、やはりこれはそれぞれの特色を、持ち味を生かしながら、やはり全体として郡上の踊りとして発信をしていければというふうに思っております。今はその催しはなくなったようですが、私が市長に就任した当時は、知立だったと思いますけれども、そこでも郡上の踊りを楽しむ夕べという形で、両方の郡上踊り保存会、白鳥踊り保存会、両方をちゃんと呼んで、一晩に、楽しんでおられたというようなこともございます。

そのようなことで、余り対立的とか対置的とかというふうに、もちろんその特色、持ち味を十分お互いに訴求をするということは大事だと思いますけれども、何とか郡上の踊り、一括してやはり郡上の夏の風物詩として売り出していく、あるいはみんながそれを楽しむということができればというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) むしろ郡上外の方々のほうが両方楽しんでいると、しかも、今、大和の話を聞かしまして、私、うれしくなりました。

ちょっと思い出話を一つさせていただきます。私は、若いころやっぱり御多聞に漏れず徹夜で踊りまくったんですが、たまには白鳥ばかりでなしに八幡も行って踊ってみたいということで、ある日、出かけてみました、浴衣を着てですね。ところが、帰りの足がないんです。まだ車なんぞありませんでしたから、国道は砂利道でした。随分昔の話ですが。そんなころですので、帰り困ってしまいまして、やむなくタクシーで白鳥まで帰ったんですが、当時の私のポケットにある財布にだけはえらいことになりまして、再びそういうことはやることはありませんでしたけれども。

白鳥において八幡へ踊りに行く、逆に八幡で踊ってて白鳥へ行って踊ってみるということは、大変実は困難なことなんです。特にお盆のころなんかは大抵ちょっとアルコールも入っていることも多いですから、車に乗りにくいし、仮に乗れたとしても、置く所がないんですわ、車を。白鳥はまだしもですけどね、八幡には置く所がない。だから、結局諦めてしまう。一晩、長いですから、両方とも踊って楽しめるということがあるとね、大変いいと思うんですが、なかなか、そうはいかないんです。

そこで、私は、ちょっと思い切った大胆な試みを提案したいんですが、お盆の3日間に限って、

徹夜の日に限って、白鳥と八幡間のシャトルバスを運行してほしい。片道30分、バスの場合は40分か50分かかかるかもしれませんが、2時間で1往復、一晩で四、五往復できるわけですね。そして、これに乗っていただくには、ただ、お金はいただかない。もしいただいてもワンコインで済むというレベル。踊り以外の方がもし用事で八幡へ行きたい、白鳥へ行きたい、どうぞ乗ってください。すなわちお盆の3日間については、郡上市が踊りその他で白鳥・八幡間を移動する方には大盤振る舞いをするということなんです。私は不可能じゃないと思うんですよね。それくらいのいわばサービスをして、観光立市ではないでしょうか。そうすれば、一晩で両方の踊りを手軽に楽しむことができる。

私は、これ勝手に想像しているもので、ひょっとしたらバスはがらがらかもしれんし、もしかしたら満員になるかもしれません。わかりませんけれども、それは試みとして郡上市がある程度責任を持ちながら、経費的にですね、運行すれば、できないことはないと思うんですが、どうでしょうか。大いにいいと思うんですが、御答弁をお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答え申し上げます。

今、御提案がありました郡上おどり、白鳥おどりの間のバス運行は、実は昨年、既に白鳥のバス会社さんが8月の1日から16日の16日間、毎晩、郡上八幡駅と美濃白鳥駅の間を一晩に往復3便、そういった臨時用のバスを運行されました。時間は、夜の7時半、8時半、9時半に、それぞれ白鳥を出て往復ということでありましたけれども、そういった例がございました。その実績は、16日間で合計88人ということで、お客さんのほとんどが車を運転できない学生であったという、そういう実績が残っております。昨年の利用実績が少なかったこともありまして、ことしは運行を取りやめた、そういった経緯があったということです。このバス会社の実績では、88人のうち50人が8月の13から16の徹夜期間の利用でありました。これは今後の我々の取り組みへの参考数値になるというふうに思っております。

お尋ねの件ですけれども、郡上おどりに関しましては、徹夜期間中、八幡中学校から城下町プラザの間でシャトルバスをずっと運行しておりますので、その一部を白鳥へ回すなどの方法は実現可能というふうに思っております。ただし、回数につきましては、最初は一晩に1往復程度を実験的に走らせるというところから始めたいという、それが現実的かなと思っておりますが、今後の検討ということでありまして、この構想は以前からございましたので、来シーズンに向けまして検討させていただきたい、そのように思っております。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 実は私もそのバス会社の方に伺ったんですが、大赤字だとおっしゃってみました、昨年の運行については。それは無理もないですよと、私、言っちゃったんです。それは駅から駅ではだめです。プラザから駅。やっぱり踊り会場から駅まで歩いていく、それだけでも何か抵抗を感じませんか。私は感じますよね。

それから、もう一つは、やっぱり徹夜おどりに限ったほうがいい。そうでない日は午後10時半かそこらで終わりますよね。さほど意味はないんです。

そんなことをいろいろ考えてみますと、いろんな条件を整理しながら運行すれば、私は大いにこれは利用されるし、効果の大きな事業ではないかと想像しとるんです。ぜひとも実現をしていただきたい。

それから、もう一つ大事なことは、宣伝力ですよ。こういうバスが、すてきなバスがありますよという宣伝をやりっからかしなきゃ、これはとっても大事なことやと思うんです。だから、郡上じゅうの宿泊施設や観光施設にポスターをはりまくって、チラシもつくりまくって、そしていろんなメディアも使いながら大いに宣伝をしていけば、ひょっとして私は、観光業の方々にはワンコイン分のサービス券ぐらい出してもらってもいいんじゃないかしらなんていうことも、ずうずうしくも考えておりますが、そんなことも含めて、ぜひとも実現をしていただきたいと思います。

2番目の質問、以上で終わります。

3番目ですが、残された時間わずか4分ほどですので、大変申しわけございませんが、次回に回させていただいてよろしいですか。済みません。よろしくお願いします。

以上で、私、野田勝彦、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時06分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 古 川 文 雄

郡上市議会議員 清 水 正 照

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員